

別冊 1

供給約款変更認可申請補正書

北海道電力株式会社

別紙

電気供給約款

平成25年9月1日実施

北海道電力株式会社

電 気 供 給 約 款

目 次

I	総 則	
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	6
10	供 給 の 開 始	7
11	供 給 の 単 位	7
12	承 諾 の 限 界	7
13	需給契約書の作成	7
III	契約種別および料金	
14	契 約 種 別	8
15	定 額 電 灯	8
16	従 量 電 灯	10
17	臨 時 電 灯	16
18	公 衆 街 路 灯	21
19	低 圧 電 力	25
20	臨 時 電 力	28

2 1	農 事 用 電 力	30
IV	料金の算定および支払い	
2 2	料金の適用開始の時期	32
2 3	検 針 日	32
2 4	料金の算定期間	33
2 5	使用電力量の計量	33
2 6	料 金 の 算 定	35
2 7	日 割 計 算	35
2 8	料金の支払義務および支払期日	36
2 9	料金その他の支払方法	37
3 0	延 滞 利 息	39
3 1	保 証 金	40
V	使用および供給	
3 2	適正契約の保持	42
3 3	力 率 の 保 持	42
3 4	需要場所への立入りによる業務の実施	42
3 5	電気の使用にともなうお客さまの協力	43
3 6	供 給 の 停 止	44
3 7	供給停止の解除	45
3 8	供給停止期間中の料金	45
3 9	違 約 金	45
4 0	供給の中止または使用の制限もしくは中止	46
4 1	制限または中止の料金割引	46
4 2	損害賠償の免責	47
4 3	設 備 の 賠 償	48

VI 契約の変更および終了

4 4	需給契約の変更	49
4 5	名義の変更	49
4 6	需給契約の廃止	49
4 7	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	50
4 8	解約等	52
4 9	需給契約消滅後の債権債務関係	52

VII 供給方法および工事

5 0	需給地点および施設	53
5 1	架空引込線	54
5 2	地中引込線	55
5 3	接続引込線等	56
5 4	中高層集合住宅等への供給方法	56
5 5	引込線の接続	57
5 6	計量器等の取付け	57
5 7	電流制限器等の取付け	58
5 8	専用供給設備	58

VIII 工事費の負担

5 9	一般供給設備の工事費負担金	60
6 0	特別供給設備の工事費負担金	62
6 1	供給設備を変更する場合の工事費負担金	63
6 2	特別供給設備等の工事費の算定	63
6 3	工事費負担金の申受けおよび精算	64
6 4	臨時工事費	66
6 5	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	67

Ⅸ	保	安		
66	保	安	の責任	68
67	調	査		68
68	調	査	等の委託	68
69	調	査	に対するお客さまの協力	69
70	保	安	に対するお客さまの協力	69
71	検	査	または工事の受託	69
72	自	家	用電気工作物	70
附	則			71
別	表			113

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
北 海 道

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の

低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日

までの期間といたします。)をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は，次によります。

イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立

した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。
- ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需 要 場 所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

(1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
	電 力 需 要	低 圧 電 力
臨 時 電 力		
農 事 用 電 力		

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供 給 電 気 方 式, 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトま

たは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	89円25銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	111円30銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	205円80銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	300円30銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	489円30銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	244円65銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	222円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	375円90銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	187円95銭

(5) その他

当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するもの

に適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は，5アンペアといたします。

(ロ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の9キロワット時まで	239円40銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円33銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り

付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	3 2 5 円 5 0 銭
契約電流15アンペア	4 8 8 円 2 5 銭
契約電流20アンペア	6 5 1 円 0 0 銭
契約電流30アンペア	9 7 6 円 5 0 銭
契約電流40アンペア	1, 3 0 2 円 0 0 銭
契約電流50アンペア	1, 6 2 7 円 5 0 銭
契約電流60アンペア	1, 9 5 3 円 0 0 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円33銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	25円34銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円64銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	239円40銭
--------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	325円50銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円33銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	25円34銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円64銭

17 臨 時 電 灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適

用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円12銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円12銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	151円20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	151円20銭

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が

制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	358円05銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円51銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	358円05銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円51銭
------------	--------

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 32,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 32,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	7 8 円 7 5 銭
---------	-------------

(ロ) 電灯料金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	100円80銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	184円80銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	268円80銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	436円80銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	218円40銭

- b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	200円55銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	338円10銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	169円05銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	294円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17円98銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	215円25銭
--------	---------

ホ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧

100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものとしたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された

値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1, 2 2 8円5 0 銭
---------------	----------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1 3円2 7 銭
------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロに

より契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増いたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合

合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

契約電力1キロワット1日につき	193円20銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、19（低圧電力）(5)イおよびロによって算定された金額の20パーセントを割増ししたものならびに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	693円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	10円74銭
------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとされない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものとしたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき

期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）(4)の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは，次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(6)の場合を除き，取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金

(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9(日割計算の基本算式)(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表9(日割計算の基本算式)(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23(検針日)(4)の場合の料金または25(使用電力量の計量)(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25(使用電力量の計量)(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25(使用電力量の計量)(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日お

よびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金そ

の他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算

定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金

を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

- (2) 70（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用させていただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものいたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたが，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接

続していただきます。

36 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

へ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1) 非常変災の場合

(2) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

(1) お客さまが36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の

3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基

本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯A，従量電灯B，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について，64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の

使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前

日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比である分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付

帯設備を無償で使用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
 - イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたは口の最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をおお客様の土地または建物に施設することがあります。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客様へ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客様への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給い

たします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

57 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

58 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。
 - イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
 - ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合
 - ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の

状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,360円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	25,935円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値

といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\frac{\text{地中配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の工事こう長}} \times \text{架空配電設備の無償こう長} \right)$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表10（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。

す。)にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合は、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯，臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

60 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を
施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を
申し受けます。

(2) 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事
費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用
供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さま
の希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接
関係する場合があります。）は、55（引込線の接続）、56（計量器等の取付
け）または57（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける
場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更す
る場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の
工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場
合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要す
る材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によっ

て算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

63 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さま

に特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

- (2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものいたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものいたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

- (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

- (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

- (1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け
供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点 検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

68 調 査 等 の 委 託

(1) 当社は、67（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたしま

す。

69 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、67（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

70 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

71 検査または工事の受託

- (1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行いません。
この場合には、当社は、検査料として実費相当額を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

72 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 67（調査）
- (2) 68（調査等の委託）
- (3) 69（調査に対するお客さまの協力）
- (4) 71（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成25年9月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 計量器の読みにかかわる取扱い

乗率を有しない記録型計量器により計量する場合の計量器の読みは、25（使用電力量の計量）(2)ロにかかわらず、当分の間、整数位までといたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以

上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
最 初 の 30 日 ま で	3,173円10銭	5,235円30銭	9,777円60銭	14,319円90銭	2,625円00銭
30日をこえる 1日につき	36円75銭	73円50銭	147円00銭	220円50銭	73円50銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
1日につき	23銭1厘	46銭3厘	92銭6厘	1円38銭8厘	46銭3厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものとしたします。

6 延滞利息の適用開始時期

- (1) 12（承諾の限界）、15（定額電灯）、16（従量電灯）、17（臨時電灯）、18（公衆街路灯）、19（低圧電力）、20（臨時電力）、21（農事用電力）、27（日割計算）、28（料金の支払義務および支払期日）、29（料金その他の支払方法）、30（延滞利息）、31（保証金）、36（供給の停止）、38（供給停止期間中の料金）、39（違約金）、41（制限または中止の料金割引）、附則4（従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い）、附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および別表9（日割計算の基本算式）は、(2)の場合を除き、平成27年3月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし、平成27年3月の検針日の前日までに使用される電気には、附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものとしたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

7 延滞利息の適用開始までの取扱い

(1) 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) 料 金

イ 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

ロ 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものいたします。

ハ 早収期間は、(11)イの支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。ただし、検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。

なお、早収期間の最終日（以下「早収期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、早収期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(3) 定 額 電 灯

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルト

または200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。
 ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 早収料金

早収料金は、需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	89円25銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	111円30銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	205円80銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	300円30銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	489円30銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	244円65銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括

して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	222円60銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	375円90銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	187円95銭

ホ その他

当社は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

（4） 従量電灯

イ 従量電灯A

（イ） 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算し

た値といたします。)が5アンペア以下であること。

b 定額電灯を適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

(ハ) 契約電流

a 契約電流は，5アンペアといたします。

b 当社は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(ニ) 早取料金

早取料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の9キロワット時まで	239円40銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円33銭

ロ 従量電灯B

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するも

のに適用いたします。

a 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、aに該当し、かつ、bの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約電流

a 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

b 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあ

ります。

(二) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	3 2 5 円 5 0 銭
契約電流15アンペア	4 8 8 円 2 5 銭
契約電流20アンペア	6 5 1 円 0 0 銭
契約電流30アンペア	9 7 6 円 5 0 銭
契約電流40アンペア	1, 3 0 2 円 0 0 銭
契約電流50アンペア	1, 6 2 7 円 5 0 銭
契約電流60アンペア	1, 9 5 3 円 0 0 銭

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	1 9 円 3 3 銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	2 5 円 3 4 銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	2 8 円 6 4 銭

c 最低月額料金

a および b によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	2 3 9 円 4 0 銭
---------	---------------

ハ 従量電灯 C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、a に該当し、かつ、b の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(二) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、aにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ホ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	325円50銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円33銭
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	25円34銭
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円64銭

(5) 臨時電灯

イ 臨時電灯A

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 早収料金

早収料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次のとおりといたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円56銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円12銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円12銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	151円20銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	151円20銭

(ニ) その他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

ロ 臨時電灯B

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 契約電流

a 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

b 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(ハ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	358円05銭
---------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円51銭
------------	--------

(二) その他

- a 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- c その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

ハ 臨時電灯C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(ロ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	3 5 8 円 0 5 銭
---------------------	---------------

b 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	3 1 円 5 1 銭
-------------	-------------

(ハ) その他

a 当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

b 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは，臨時電灯Cを適用いたします。

c その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

(6) 公衆街路灯

イ 公衆街路灯A

(イ) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) 早収料金

早収料金は，需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平

均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	7 8 円 7 5 銭
---------	-------------

b 電灯料金

(a) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	1 0 0 円 8 0 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1 8 4 円 8 0 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2 6 8 円 8 0 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4 3 6 円 8 0 銭
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2 1 8 円 4 0 銭

(b) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(c) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の

入力換算容量]によって換算するものいたします。)に 応じ1月につき次のとおりいたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	200円55銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	338円10銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	169円05銭

(ハ) その他

- a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。
- b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

ロ 公衆街路灯B

(イ) 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- b 公衆街路灯Aを適用できないこと。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2

線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

(ニ) 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	294円00銭
-------------------	---------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17円98銭
------------	--------

c 最低月額料金

aおよびbによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の早収料金は、次の金額といたします。

(ホ) その他

- a 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。
- b その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(7) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認められたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気

方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）についてそれぞれ次のaの係数を乗じてえた値の合計にbの係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、bの係数を乗じないものとしたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される

場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,228円50銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	13円27銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（ニ

(ロ)により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(二) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

へ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(8) 臨時電力

イ 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 早収料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

早収料金は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の早収料金は、契約電力が1キロワットの場合の該当料金の半額を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イに

よって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	193円20銭
-----------------	---------

(ロ) 従量制供給の場合

早取料金は、低圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(9) 農事用電力

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	693円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	10円74銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ その他

- (イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- (ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(10) 日割計算

イ 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により早收料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(イ) 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の早收料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(20)イ(イ)により日割計算をいたします。

(ロ) 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(20)イ(ハ)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、(20)イ(ロ)により日割計算をいたします。

(ハ) (イ)および(ロ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ロ 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

ハ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、(20)イ(イ)により日割計算をいたします。

ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(11) 料金の支払義務および支払期限

イ お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

(イ) 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(ロ) 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

(ハ) (12)トの場合は、当該支払期に属する最終月の(イ)または(ロ)による日といたします。

(ニ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(ホ) 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

ロ お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。

なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

ハ (12)ニの場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需給契約が消滅したときを除き、口にかかわらず、その差額を加算する月の料金の支払期限日といたします。

ニ 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期限日は、口にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期限日といたします。

なお、この場合のそれぞれの料金の早収期限日は、(2)ハにかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の早収期限日といたします。

(12) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

(イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(ハ) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金をイ(イ)、(ロ)または(ハ)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

- (イ) イ(イ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- (ロ) イ(ロ)により支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- (ハ) イ(ハ)により支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ 当社は、イにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、ロにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ニ お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。
- ホ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- ヘ 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- ト 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、イにかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- チ 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。
- なお、当社は、前受金について利息を付しません。
- リ 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。
- なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相

当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

(13) 保証金

イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(イ) 支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合

(ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

a 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われなかった場合

b 支払期限を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、ニにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

ニ 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイによって算定した保証金を預けていただくことがあります。

ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。

(イ) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

(ロ) 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

へ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(14) 供給の停止

イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

(ロ) お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

(ハ) 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

ロ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

(イ) お客さまが料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ロ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われない場合

(ハ) この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ハ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

(ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

- (ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (ニ) 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- (ホ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (ヘ) 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (ト) 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- (チ) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ニ お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(15) 供給停止期間中の料金

(14)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を(10)により日割計算をして、早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

(16) 違 約 金

イ お客さまが(14)ハ(ロ)から(ヘ)までに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

ロ イの免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

(17) 制限または中止の料金割引

イ 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたしません。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ イによる延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

ハ 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中

止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(18) 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

イ 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、ロおよびハにより算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

(イ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

(ロ) 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

ロ 早収料金は、(4)イ(ニ)、ロ(ニ)およびハ(ホ)にかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

(ロ) 電力量料金

電力量料金（従量電灯Aの場合は早収料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イにかかわらず、ロに準じて算定いたします。

(19) 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

イ 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

(イ) 早収料金

早収料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次のとおりといたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
最 初 の 30 日 まで	3,173円10銭	5,235円30銭	9,777円60銭	14,319円90銭	2,625円00銭
30日をこえる 1日につき	36円75銭	73円50銭	147円00銭	220円50銭	73円50銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が32,200円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イ

によって算定された平均燃料価格が32,200円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	23銭1厘	46銭3厘	92銭6厘	1円38銭8厘	46銭3厘

(ロ) 遅取料金

遅取料金は、早取料金にその3パーセントを加えたものとしたします。

ハ 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものとしたします。

(20) 日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の早取料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(ロ) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

a 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

b 従量電灯Bおよび従量電灯C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

c a または b によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

d 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、a および b の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(ハ) 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

a 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じ

た値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ハ 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときのイ(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、(ロ)に準ずるものといたします。この場合、(ロ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(イ)および(ロ)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(イ) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ホ 供給停止期間中の早収料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停

止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

8 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）および附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10) に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとい

たします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.3627$$

$$\beta = 0.9473$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値

といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (32,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が32,200円を上回り、かつ、48,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 32,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が48,300円を上回る場合
平均燃料価格は、48,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (48,300\text{円} - 32,200\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調

整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	20ワットまでの1灯につき	1円09銭3厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円18銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円27銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円46銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2円73銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円63銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円26銭4厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円63銭3厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭4厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭8厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭8厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	88銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	88銭1厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	9 2 銭6 厘
-----------------	----------

- ロ 従量制供給の場合
 基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1 4 銭1 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校，寺院およびこれに準ずるもの。

1 差込口につき 50ボルトアンペア

- (ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力(ワット)
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
40 以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高 力 率 型	低 力 率 型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0パーセント
45 〃	—	180	
65 〃	—	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量 (入力 [キロワット])
出力 (馬 力) × 93.3パーセント
出力 (キロワット) × 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11	
	500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド "		2
	1.5 マイクロファラッド " 3マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100\text{パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90\text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器}}{\text{機器総容量}} \right) + 80\text{パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機器総容量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
200	100	36
	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯（1次電圧100ボルトの場合といたします。）

変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	30
6,000	100	50
9,000	200	75
12,000	300	100
15,000	350	150

ハ 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50 以下	30	7
100 〃	50	9
250 〃	75	15
300 〃	100	20
400 〃	150	30
700 〃	250	50
1,000 〃	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機 定格出力	馬 力	1 / 8	1 / 4	1 / 2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出力	馬 力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶 接 機 最 大 入 力 (キロボルトアンペア)	3	5	7.5	10	15	20	25	30	35	40	45以上
	以上	50未満									
コ ン デ ン サ 取 付 容 量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1), (2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を

勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 9 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量，第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ) および (ロ) の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 標準設計基準

(1) 適用

イ この標準設計基準は、Ⅷ（工事費の負担）に規定する工事費の算定に適用いたします。

なお、この標準設計基準に定めのない場合は、技術基準、その他の法令等にもとづき、技術上、経済上適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ロ この標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、イにかかわらず技術的に適当と認められる設計によるものとし、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度は、次の値を標準といたします。この場合、電線路は、需給地点から当該需要に供給する発電所の引出口に設置する断路器または供給用変圧器の負荷側接続

点までといたします。

公称電圧 区 域	高 圧 (ボルト)		低 圧 (ボルト)	
		6,600	100	200
市 街 地	300	6	20	
そ の 他	600			

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経 過 地

高圧または低圧電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路の種類は、次の場合を除き、架空電線路を標準といたします。

- a 架空電線路の施設が法令上認められない場合
- b 技術上、経済上または地域的な事情により架空電線路とすることが不相当と認められる場合
- c 既設電線路との関連において架空電線路とすることが不相当と認められる場合

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替または負荷分割等のうち、電線路の保守および保安に支障のない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧または低圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として

1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物は、鉄筋コンクリート柱を標準といたします。ただし、山間部で運搬が困難な場合等、地形上、技術上、経済上または地域的な事情により鉄筋コンクリート柱を使用することが不適當と認められるときには、木柱等他の支持物を使用いたします。

(ハ) 径 間

高圧または低圧架空電線路の径間は、次の値を標準といたします。ただし、周囲の状況や風圧荷重等の条件により、この径間以外の場合もあります。

施設地域	径 間 (メートル)
市 街 地	20 ~ 40
そ の 他	40 ~ 60

(ニ) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは、法令で定められた電線の地表上等からの高さを確保するため、施設する電線の条数や施設方法および他の工作物との離隔等を考慮し、次の値を標準といたします。ただし、根入れ、他の工作物との離隔、装柱、積雪等の関係からこの長さ以外のものを使用する場合があります。

施設地域 \ 装柱	低 圧 (メートル)	高 圧 (メートル)	高低圧併架 (メートル)
市 街 地	10	12 13 15	13 15
そ の 他	10	12 13	13

(ホ) が い し

高圧または低圧架空電線路を支持するためのがいしは、使用電圧に耐える絶縁性能を有し、かつ、電線の張力や風圧荷重等による機械的

応力にも耐える構造のものとし、次のものを標準といたします。

電 圧		使用箇所	引通箇所	引留箇所
		低 圧	本 線	がいしレスラック
引込線	DVグリップ			
高 圧		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし	

(ハ) 装 柱

- a 高圧または低圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、高圧線については水平または縦配線、低圧線については縦配線といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、特殊な装柱とする場合があります。
- b 支持物の強度を補う場合は、支線、支柱等を施設いたします。
- c 柱上に変圧器を施設する場合は、変台装柱または懸垂装柱といたします。

(ト) 開閉器の種類および容量

- a 高圧架空電線路を操作し、または保守するために必要な箇所には、手動開閉器、または自動開閉器および制御用電源を施設いたします。
- b 開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮して次の値を標準といたします。

開閉器の容量（アンペア）	
300	600

(チ) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧架空電線路に使用する電線は、銅線またはアルミ線とし、特別な理由がある場合を除き、次によります。
 - (a) 高圧架空電線には、高圧絶縁電線を使用いたします。
 - (b) 低圧架空電線には、屋外用ビニル絶縁電線を使用いたします。

ただし、低圧引込線には、引込用ビニル絶縁電線、600ボルトビニル絶縁電線または600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

- b 電線の太さは、許容電流、短絡許容電流、電圧降下および機械的強度等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種類	銅線		アルミ線	
	単線 (導体径 ミリメートル)	より線 (導体断面積 平方ミリメートル)	より線 (導体断面積 平方ミリメートル)	
低圧絶縁電線	4 5	38 60	32 58 95	
低圧引込用絶縁電線	2.6 3.2	14 22 38 60	—	
高圧絶縁電線	5	38 60 125	32 58 95 200	

(ウ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、契約電力等に応じて必要容量の直近上位のものを次の中から選定いたします。

なお、3相負荷に対しては、V結線を標準といたします。

柱上変圧器の容量 (キロボルトアンペア)
5 10 20 30 50 75 100

(エ) 特殊地域の施設

- a 塩害発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路の機器および材料には、耐塩構造のものを使用いたします。
- b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐雷施設を設置いたします。
- c 雪害のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、雪害防止用の施設を設置いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

高圧または低圧地中電線路の施設方法は、原則として管路式を標準といたします。ただし、施設場所、ケーブルの条数等の条件により、他の施設方法をとることがあります。

(ロ) 地中箱の施設

地中箱は、ケーブル引入れ、引抜き、接続等の工事および点検、その他保守作業を容易に行なうため必要な箇所に施設いたします。また、地上設置機器等を施設する場合にも地中箱を施設いたします。

(ハ) ケーブルの種類および太さ

a 高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルは、銅線またはアルミ線とし、特別な理由がある場合を除き、次によります。

(a) 高圧ケーブルには、6.6キロボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

(b) 低圧ケーブルには、600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブルまたは600ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを使用いたします。

b ケーブルの太さは、許容電流、短絡許容電流、電圧降下等を考慮して必要最小の太さのものを次の中から選定いたします。

種類 種別	銅 線 (導体断面積 平方ミリメートル)						アルミ線 (導体断面積 平方ミリメートル)							
	低圧ケーブル	14	22	38	60	100	150	—						
高圧ケーブル	38	60	100	150	200	250	325	400	100	150	250	325	400	500

(ニ) 地上設置機器の施設

使用目的および使用場所に応じ、次のとおり機器を施設いたします。

機 器 名	使 用 目 的
多回路配電塔	高圧幹線の連系，変圧器塔への供給
変 圧 器 塔	低圧のお客さま，低圧引込分岐装置への供給
低圧引込分岐装置	低圧のお客さまへの供給

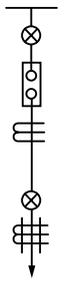
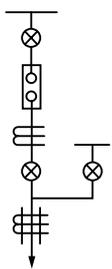
(3) 変電設備

イ 一般基準

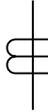
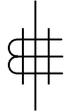
電線路の引出口設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

電線路の引出口設備の結線および主要機器取付台数は，次のとおりといたします。

区 分	結 線 法	機 器 名	台 数	備 考
単 母 線		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 2 台 2 台 1 台 1 式	しゃ断器が脱着構造 の場合には，断路器 を省略いたします。
補 助 母 線 付		しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1 台 3 台 2 台 1 台 1 式	しゃ断器が脱着構造 の場合には，断路器 は1台といたします。

(凡 例)

しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器
			

ハ シャ断器

(イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡容量から判断して、必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格しゃ断電流 (キロアンペア)	形 式
6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	ガス形, 真空形

(ロ) 将来の系統構成は、5年程度先を目標といたします。

ニ 断 路 器

断路器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統で必要な定格短時間耐電流から判断して、必要最小のものを次の中から選定いたします。

公称電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定 格 電 流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (キロアンペア)	形 式
6.6	7.2	600 1,200 2,000	12.5 20	三極単投

ホ 変 流 器

変流器は、当社で一般的に使用しているものの中で、その公称電圧に応じ、最大負荷電流およびその系統の事故電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。

ヘ 配 電 盤

(イ) 配電盤には，原則として電流計，電圧計，しゃ断器操作用開閉器および運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力量計および無効電力量計等を取り付けます。

なお，無人変電所の場合には，当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

(ロ) 電線路には，短絡または地絡を生じた場合に自動的に電線路をしゃ断するための必要な保護装置を取り付けます。

なお，原則として各電線路には自動再閉路継電器を施設し，必要な箇所には母線保護継電器を取り付けます。

電気事業法施行規則第 24 条の規定にもとづく添付書類

1. 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
2. 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第 1 から第 8 までにより作成した書類
 - (様式第 1)
 - 第 1 表 営業費総括表
 - 第 2 表 事業報酬総括表
 - 第 3 表 控除収益総括表
 - (様式第 2)
 - 第 1 表 営業費明細表
 - 第 2 表 事業報酬明細表
 - 第 3 表 控除収益明細表
 - (様式第 3) 8 部門整理表
 - (様式第 4) 配電費・販売費整理表
 - (様式第 5)
 - 第 1 表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第 2 表 送電・高圧配電非関連費明細表
 - (様式第 6) 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第 6 の 2) 送電・高圧配電非関連需要明細表
 - (様式第 6 の 4)
 - 第 1 表 追加事業報酬総括表
 - 第 2 表 連系設備特別報酬対象額明細表
 - (様式第 7)
 - 第 1 表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
 - 第 2 表 原価等集計表
 - (様式第 8)
 - 第 1 表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1. 供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表

供給約款の変更の内容

供給約款の変更につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・引込線等の位置変更工事に準ずる工事をする場合の取扱いの明確化
- ・新たな機能を有する計量器の導入にともない、その機能の活用に必要な取扱いの追加
- ・平成 27 年 4 月からの早収・遅収料金制度の廃止，延滞利息制度の導入に関する見直し
- ・用語の定義その他の今日の見直し

新旧料金率比較表
(電灯分)

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率	
			円 銭	円 銭				円 銭	
定 額 電 灯	需要家料金	1 契約	89.25		需要家料金	1 契約	89.25		
	電灯料金				電灯料金				
	20Wまで	1 灯	101.13	[1.37]	20Wまで	1 灯	111.30		
	40Wまで	"	185.48	[2.75]	40Wまで	"	205.80		
	60Wまで	"	269.80	[4.12]	60Wまで	"	300.30		
	100Wまで	"	438.47	[6.86]	100Wまで	"	489.30		
	100W超過50Wまでごとに	"	219.24	[3.43]	100W超過50Wまでごとに	"	244.65		
	小型機器料金				小型機器料金				
	50VAまでの機器	1 機器	207.28	[2.05]	50VAまでの機器	1 機器	222.60		
	100VAまでの機器	"	345.26	[4.10]	100VAまでの機器	"	375.90		
100VA超過50VAまでごとに	"	172.63	[2.05]	100VA超過50VAまでごとに	"	187.95			
従 量 電 灯	A	最低料金 最初の9kWhまで	1 契約	231.57	[1.62]	A	最低料金 最初の9kWhまで	1 契約	239.40
		電力量料金 9kWh超過分	1 kWh	18.45	[0.18]		電力量料金 9kWh超過分	1 kWh	19.33
	B	基本料金				B	基本料金		
		10アンペア	1 契約	325.50			10アンペア	1 契約	325.50
		15アンペア	"	488.25			15アンペア	"	488.25
		20アンペア	"	651.00			20アンペア	"	651.00
		30アンペア	"	976.50			30アンペア	"	976.50
		40アンペア	"	1,302.00			40アンペア	"	1,302.00
		50アンペア	"	1,627.50			50アンペア	"	1,627.50
		60アンペア	"	1,953.00			60アンペア	"	1,953.00
	電力量料金					電力量料金			
	最初の120kWhまで	1 kWh	18.45	[0.18]		最初の120kWhまで	1 kWh	19.33	
	120kWh超過	"	23.86	[0.18]		120kWh超過	"	25.34	
	280kWhまで					280kWhまで			
	280kWh超過分	"	25.55	[0.18]		280kWh超過分	"	28.64	
	最低月額料金	1 契約	229.95			最低月額料金	1 契約	239.40	
C	基本料金	1 kVA	325.50		C	基本料金	1 kVA	325.50	
	電力量料金					電力量料金			
	最初の120kWhまで	1 kWh	18.45	[0.18]		最初の120kWhまで	1 kWh	19.33	
	120kWh超過	"	23.86	[0.18]		120kWh超過	"	25.34	
	280kWhまで					280kWhまで			
	280kWh超過分	"	25.55	[0.18]		280kWh超過分	"	28.64	

現 行 料 金					改 定 料 金					
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率		
			円 銭	円 銭				円 銭		
臨 時	A	50VAまで1日につき	1 契約	6.95	[0.06]	A	50VAまで1日につき	1 契約	7.56	
		100VAまで	〃	13.90	[0.11]		100VAまで	〃	15.12	
		200VAまで	〃	27.80	[0.22]		200VAまで	〃	30.24	
		300VAまで	〃	41.70	[0.33]		300VAまで	〃	45.36	
		400VAまで	〃	55.60	[0.44]		400VAまで	〃	60.48	
		500VAまで	〃	69.50	[0.55]		500VAまで	〃	75.60	
		1kVAまで	〃	138.93	[1.11]		1kVAまで	〃	151.20	
		2kVAまで	〃	277.86	[2.22]		2kVAまで	〃	302.40	
								453.60		
電 灯	B	基本料金	1 契約	1,432.20		B	基本料金	1 契約	1,432.20	
		40アンペア	〃	1,790.25			40アンペア	〃	1,790.25	
		50アンペア	〃	2,148.30			50アンペア	〃	2,148.30	
		電力量料金	1 kWh	27.97	[0.18]			電力量料金	1 kWh	31.51
C	基本料金	1 kVA	358.05		C	基本料金	1 kVA	358.05		
	電力量料金	1 kWh	27.97	[0.18]		電力量料金	1 kWh	31.51		
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契約	78.75		A	需要家料金	1 契約	78.75	
		電灯料金					電灯料金			
		20Wまで	1 灯	92.73	[1.37]		20Wまで	1 灯	100.80	
		40Wまで	〃	169.73	[2.75]		40Wまで	〃	184.80	
		60Wまで	〃	246.70	[4.12]		60Wまで	〃	268.80	
	100Wまで	〃	400.67	[6.86]	100Wまで	〃	436.80			
	100W超過50Wまで	〃	200.34	[3.43]	100W超過50Wまで	〃	218.40			
	100W超過50Wまで	〃	200.34	[3.43]	100W超過50Wまで	〃	218.40			
	小型機器料金				小型機器料金					
	50VAまでの機器	1 機器	188.38	[2.05]	50VAまでの機器	1 機器	200.55			
100VAまでの機器	〃	313.76	[4.10]	100VAまでの機器	〃	338.10				
100VA超過50VAまで	〃	156.88	[2.05]	100VA超過50VAまで	〃	169.05				
B	基本料金	1 kVA	294.00		B	基本料金	1 kVA	294.00		
	電力量料金	1 kWh	16.75	[0.18]		電力量料金	1 kWh	17.98		
	最低月額料金	1 契約	206.85			最低月額料金	1 契約	215.25		

注. 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格32,200円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

<p>料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>	<p>平成27年3月の検針日の前日までに使用される電気にかかわる料金について、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。</p> <p>ただし、26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>
--	--

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 力 分)

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	早 収 料 金 率		区 分		単 位	料 金 率
低 圧 電 力	基本料金	1 kW	円 1,228.50	円 銭	低 圧 電 力	基本料金	1 kW	円 銭 1,228.50
	電力量料金	1 kWh	11.79	[0.18]		電力量料金	1 kWh	13.27
臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 kW	172.98	[1.16]	臨 時 電 力	定額制供給 1日につき	1 kW	193.20
	従量制供給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し				従量制供給	低圧電力の該当料金の 20パーセント増し	
農 事 用 電 力	(かんがい排水用) 基本料金	1 kW	693.00		農 事 用 電 力	(かんがい排水用) 基本料金	1 kW	693.00
	電力量料金	1 kWh	9.26	[0.18]		電力量料金	1 kWh	10.74
農 事 用 電 力	(脱穀調整用) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで				農 事 用 電 力	(脱穀調整用) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで		
	0.5 kW		3,102.45	[8.70]		0.5 kW		3,173.10
	1 kW		5,094.75	[17.40]		1 kW	5,235.30	
	2 kW		9,496.50	[34.80]		2 kW	9,777.60	
	3 kW		13,897.95	[52.20]		3 kW	14,319.90	
	3 kW超過 1 kW増すごとに		2,484.45	[17.40]		3 kW超過 1 kW増すごとに	2,625.00	
農 事 用 電 力	30日をこえる 1日につき				農 事 用 電 力	30日をこえる 1日につき		
	0.5 kW		33.80	[0.29]		0.5 kW		36.75
	1 kW		67.59	[0.58]		1 kW	73.50	
	2 kW		135.18	[1.16]		2 kW	147.00	
	3 kW		202.76	[1.74]		3 kW	220.50	
	3 kW超過 1 kW増すごとに		67.59	[0.58]		3 kW超過 1 kW増すごとに	73.50	

注. 現行料金の「早収料金率」は、平均燃料価格32,200円の場合の燃料費調整適用後の値とし、[]内に燃料費調整単価を再掲した。

<p>料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、27(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに28(日割計算)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>	<p>平成27年3月の検針日の前日までに使用される電気にかかわる料金について、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p>
--	--

燃 料 費 調 整 基 準 単 価 比 較 表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
(1) 定額制供給		円 銭厘	(1) 定額制供給		円 銭厘
イ. 定額電灯および公衆街路灯A			イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯			電 灯		
20Wまで	1 灯	1.248	20Wまで	1 灯	1.093
40Wまで	〃	2.496	40Wまで	〃	2.186
60Wまで	〃	3.744	60Wまで	〃	3.279
100Wまで	〃	6.240	100Wまで	〃	5.465
100W超過50Wまでごとに	〃	3.120	100W超過50Wまでごとに	〃	2.732
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	1.864	50VAまでの機器	1 機器	1.633
100VAまでの機器	〃	3.728	100VAまでの機器	〃	3.264
100VA超過50VAまでごとに	〃	1.864	100VA超過50VAまでごとに	〃	1.633
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.050	50VAまで1日につき	1 契約	0.044
100VAまで1日につき	〃	0.101	100VAまで1日につき	〃	0.088
100VA超過500VAまで	〃	0.101	100VA超過500VAまで	〃	0.088
100VAまでごとに1日につき	〃		100VAまでごとに1日につき	〃	
500VA超過1kVAまで1日につき	〃	1.006	500VA超過1kVAまで1日につき	〃	0.881
1kVA超過3kVAまで	〃	1.006	1kVA超過3kVAまで	〃	0.881
1kVAまでごとに1日につき	〃		1kVAまでごとに1日につき	〃	
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	1.057	1日につき	1 kW	0.926
ニ. 農事用電力（脱穀調整用）			ニ. 農事用電力（脱穀調整用）		
〔附 則〕			〔附 則〕		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0.265	0.5kW	1 契約	0.231
1kW	〃	0.528	1kW	〃	0.463
2kW	〃	1.057	2kW	〃	0.926
3kW	〃	1.586	3kW	〃	1.388
3kW超過1kW増すごとに	〃	0.528	3kW超過1kW増すごとに	〃	0.463
(2) 従量制供給	1 kWh	0.161	(2) 従量制供給	1 kWh	0.141

2. 一般電気事業供給約款料金算定規則様式
第1から第8までにより作成した書類

第1表

営業費総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
役員給与	792,720	
給料手当	115,778,718	平均経費人員：5,687 (人) 平均基準賃金：418,791 (円/月)
給料手当振替額 (貸方)	▲2,219,546	
退職給与金	13,176,042	
厚生費	21,043,692	
委託検針費	—	
委託集金費	—	
雑給	3,007,023	
燃料費	438,060,174	
使用済燃料再処理等発電費	13,824,122	
使用済燃料再処理等既発電費	5,006,190	
廃棄物処理費	21,782,321	
特定放射性廃棄物処分費	3,825,391	
消耗品費	7,628,230	
修繕費	288,748,006	
水利使用料	3,457,416	
補償費	5,979,395	
貸借料	26,921,283	
託送料	17,276,180	
事業者間精算費	11,022	振替電力量：29 (10 ⁶ kWh)
委託費	117,779,134	
損害保険料	1,893,422	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	19,560,000	
普及開発関係費	1,225,710	
養成費	2,436,433	
研究費	5,444,740	
諸費	26,571,307	
	<—>	
	<884,016>	
電気料貸倒損	1,897,425	
固定資産税	40,984,094	
雑税	6,302,248	
減価償却費	265,776,191	
固定資産除却費	32,714,067	
原子力発電施設解体費	8,232,102	
共有設備費等分担額	707,508	
共有設備費等分担額 (貸方)	▲45,030	
地帯間購入電源費	435,251	地帯間購入電力量：— (10 ⁶ kWh)
	<—>	
地帯間購入送電費	—	
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	149,584,169	他社購入電力量：14,867 (10 ⁶ kWh) (26,663,890)
	<—>	
他社購入送電費	98,101	
建設分担関連費振替額 (貸方)	▲598,285	
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	▲7,551	
電源開発促進税	36,431,250	
事業税	21,709,255	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定 (貸方)	▲124,850	
株式交付費	—	
株式交付費償却	—	
社債発行費	735,747	
社債発行費償却	—	
法人税等	14,814,056	
合計	1,738,654,873	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員 (人) 及び平均基準賃金 (円/月) を、備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費、地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には、過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	170,945,026	
	燃料油費	245,717,918	
	ガス費	—	
	その他	3,045,297	
	小 計	419,708,241	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	18,351,933	
	濃縮関連費	—	
	小 計	18,351,933	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		438,060,174	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		11,529	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		36,405	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		51,396	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		8.17	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		31,947	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		0.57	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	13,569	
	重油 (10 ³ k1)	3,448	
	原油 (10 ³ k1)	—	
	LNG (10 ³ t)	—	
平均消費価格	石炭 (円/t)	12,598	
	重油 (円/k1)	71,001	
	原油 (円/k1)	—	
	LNG (円/t)	—	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普通修繕費		219,079,550	
取替修繕費		69,668,456	
合 計		288,748,006	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水力発電設備		31,454,980	
火力発電設備		32,893,111	
原子力発電設備		91,117,397	
新エネルギー等発電設備		1,005,520	
送電設備		36,328,362	
変電設備		22,517,968	
配電設備		35,249,246	
業務設備		15,209,607	
合 計		265,776,191	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	3,137,700,716		
	建設中の資産	224,441,329		
	核燃料資産	376,171,291		
	特定投資	69,819,600		
	運転資本	営業資本	158,984,662	
		貯蔵品	59,978,094	
		小 計	218,962,756	
	繰延償却資産	—		
	合 計	4,027,095,692		
	報酬率 (%)	2.9		
電気事業報酬額	116,785,776			

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
遅収加算料金	2,151,178	
地帯間販売電源料	109,709 <—>	地帯間販売電力量：— (10 ⁶ kWh)
地帯間販売送電料	— (—)	
他社販売電源料	19,507,647 <—>	他社販売電力量：1,280 (10 ⁶ kWh)
他社販売送電料	— (—)	
託送収益	455,244 (—)	
事業者間精算収益	246,745	振替電力量：727 (10 ⁶ kWh)
電気事業雑収益	21,073,643	
預金利息	27,486	
合 計	43,571,652	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

- 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

- 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

営業費明細表

（単位：千円）

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	264,240	264,240	264,240	792,720	
給料手当	38,419,498	38,710,686	38,648,534	115,778,718	
給料手当振替額（貸方）	▲737,326	▲741,942	▲740,278	▲2,219,546	
退職給与金	4,532,770	3,509,192	5,134,080	13,176,042	
厚生費	6,706,536	7,013,321	7,323,835	21,043,692	
委託検針費	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	
雑給	993,478	1,053,842	959,703	3,007,023	
燃料費	208,567,656	118,588,429	110,904,089	438,060,174	
使用済燃料再処理等発電費	1,149,091	6,159,403	6,515,628	13,824,122	
使用済燃料再処理等既発電費	1,668,730	1,668,730	1,668,730	5,006,190	
廃棄物処理費	9,592,605	5,763,167	6,426,549	21,782,321	
特定放射性廃棄物処分費	678,981	1,536,456	1,609,954	3,825,391	
消耗品費	2,499,991	2,616,779	2,511,460	7,628,230	
修繕費	84,510,727	101,784,688	102,452,591	288,748,006	
水利使用料	1,141,971	1,151,070	1,164,375	3,457,416	
補償費	2,149,988	2,129,273	1,700,134	5,979,395	
賃借料	11,341,023	7,742,146	7,838,114	26,921,283	
託送料	5,848,010	5,719,621	5,708,549	17,276,180	
事業者間精算費	3,674	3,674	3,674	11,022	
委託費	40,180,722	38,882,760	38,715,652	117,779,134	
損害保険料	559,004	603,029	731,389	1,893,422	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	6,520,000	6,520,000	6,520,000	19,560,000	
普及開発関係費	460,780	381,379	383,551	1,225,710	
養成費	780,000	829,193	827,240	2,436,433	
研究費	1,702,800	1,838,359	1,903,581	5,444,740	
諸費	9,442,199	8,582,033	8,547,075	26,571,307	
	<—>	<—>	<—>	<—>	
	<294,672>	<294,672>	<294,672>	<884,016>	
電気料貸倒損	686,173	603,873	607,379	1,897,425	
固定資産税	13,302,166	13,108,041	14,573,887	40,984,094	
雑税	1,595,580	2,375,163	2,331,505	6,302,248	
減価償却費	87,297,668	89,813,709	88,664,814	265,776,191	
固定資産除却費	13,009,502	10,036,651	9,667,914	32,714,067	
原子力発電施設解体費	721,951	3,752,804	3,757,347	8,232,102	
共有設備費等分担額	238,886	235,795	232,827	707,508	
共有設備費等分担額（貸方）	▲15,010	▲15,010	▲15,010	▲45,030	
地帯間購入電源費	—	138,206	297,045	435,251	
地帯間購入送電費	—	—	—	—	
他社購入電源費 （再エネ特措法交付金相当額を除く。）	68,636,214 (8,123,319)	41,768,963 (8,817,596)	39,178,992 (9,722,975)	149,584,169 (26,663,890)	
他社購入送電費	33,435	32,325	32,341	98,101	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲200,357	▲189,815	▲208,113	▲598,285	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲2,478	▲2,488	▲2,585	▲7,551	
電源開発促進税	11,976,000	12,170,625	12,284,625	36,431,250	
事業税	7,881,180	6,935,739	6,892,336	21,709,255	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲79,450	▲11,350	▲34,050	▲124,850	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	287,895	159,945	287,907	735,747	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	5,127,061	5,127,061	4,559,934	14,814,056	
合計	649,473,564	548,349,765	540,831,544	1,738,654,873	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項 目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期 間 計	備 考
役員給与	532,392	526,260	264,240	264,240	264,240	792,720	
給料手当	29,706,560	29,485,315	28,489,514	28,660,381	28,584,998	85,734,893	
基準賃金							
基準外賃金	5,900,993	6,304,474	5,295,540	5,327,300	5,313,289	15,936,129	
諸給与金	14,664,081	13,594,064	6,535,286	6,574,481	6,557,189	19,666,956	
控除口(貸方)	▲3,027,844	▲2,454,709	▲1,900,842	▲1,851,476	▲1,806,942	▲5,559,260	
小計	47,243,790	46,929,144	38,419,498	38,710,686	38,648,534	115,778,718	
給料手当振替額(貸方)	▲879,606	▲916,963	▲737,326	▲741,942	▲740,278	▲2,219,546	
退職給与金	▲8,448,626	▲5,153,347	▲828,758	▲4,270,020	▲4,367,567	▲9,466,345	
実払額	3,232,198	2,968,969	2,501,780	4,901,648	6,629,068	14,032,496	
年金保険料	6,617,613	6,582,247	2,859,748	2,877,564	2,872,579	8,609,891	
小計	1,401,185	4,397,869	4,532,770	3,509,192	5,134,080	13,176,042	
厚生費	6,365,534	6,374,789	5,197,539	5,509,053	5,837,287	16,543,879	
法定厚生費	1,987,526	1,979,592	1,508,997	1,504,268	1,486,548	4,499,813	
一般厚生費	8,353,060	8,354,381	6,706,536	7,013,321	7,323,835	21,043,692	
小計	—	—	—	—	—	—	
委託検針費	—	—	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	—	—	
雑給	1,955,005	1,282,094	993,478	1,053,842	959,703	3,007,023	
合計	58,605,828	60,572,785	50,179,196	49,809,339	51,590,114	151,578,649	
平均経費人員(人)	5,538	5,658	5,669	5,703	5,688	5,687	
平均基準賃金(円/月)	447,011	434,272	418,791	418,791	418,791	418,791	

(2) 第3条第2項第2号関係

〔燃料費〕

(単位：千円)

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考		
	消費量	単価	金額												
	10 ³ k ¹ (10 ⁶ t、 10 ⁶ Nm ³)	円/k ¹ (円/t、 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k ¹ (10 ⁶ t、 10 ⁶ Nm ³)	円/k ¹ (円/t、 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k ¹ (10 ⁶ t、 10 ⁶ Nm ³)	円/k ¹ (円/t、 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ k ¹ (10 ⁶ t、 10 ⁶ Nm ³)	円/k ¹ (円/t、 円/10 ³ Nm ³)	千円			
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	24,059	—	—	13,500	—	—	13,837	—	—	—	—	—	—	—	—
火力燃料重油換算 消費量(発電端10 ³ k ¹)	5,341	—	—	3,047	—	—	3,141	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭費(10 ³ t、円/t)	5,776	12,432	71,804,763	3,656	12,714	46,484,191	4,137	12,728	52,656,072	13,569	12,598	170,945,026	—	—	—
燃料油費(10 ³ k ¹ 、円/k ¹)	1,890	70,889	133,950,193	877	71,462	62,672,387	688	71,316	49,065,338	3,455	71,120	245,717,918	—	—	—
ガス費(10 ³ t、円/t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助燃費(10 ³ k ¹ 、円/k ¹)	12	77,929	935,148	6	83,361	500,164	6	80,497	482,982	24	79,929	1,918,294	—	—	—
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運炭費(円/t)	—	—	376,516	—	—	374,909	—	—	375,578	—	—	1,127,003	—	—	—
小計(重油換算)	5,341	38,775	207,096,620	3,047	36,111	110,031,651	3,141	32,658	102,579,970	11,529	36,405	419,708,241	—	—	—
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	2,539	—	—	14,743	—	—	14,665	—	—	—	—	—	—	—	—
核燃料減損額	—	—	1,471,036	—	—	8,552,683	—	—	8,297,994	—	—	18,321,713	—	—	—
核燃料減損修正損 料(又は核燃料減損 修正益(貸方))	—	—	—	—	—	4,095	—	—	26,125	—	—	30,220	—	—	—
濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	1,471,036	—	—	8,556,778	—	—	8,324,119	—	—	18,351,933	—	—	—
燃料費算定に必要な 新エネルギー等 発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新エネルギー等燃料 重油換算消費量 (10 ³ k ¹)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(重油換算)	—	—	208,567,656	—	—	118,588,429	—	—	110,904,089	—	—	438,060,174	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

燃料油費の消費量は、重油換算値とする。

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等発電費]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
再処理等費	8,985,115	8,576,779	8,436,773	8,105,804	7,975,080	8,528,299	8,511,258	25,014,637		
再処理等費引当	4,816,486	6,906,636	6,661,489	1,333,297	1,035,566	6,073,722	6,037,405	13,146,693		
再処理等引当金取崩し(貸方)	▲8,318,080	▲8,414,708	▲8,327,783	▲8,003,463	▲7,861,555	▲8,442,618	▲8,033,035	▲24,337,208		
合計	5,483,522	7,068,707	6,770,480	1,435,638	1,149,091	6,159,403	6,515,628	13,824,122		

[使用済燃料再処理等既発電費]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
再処理等費引当	26,689,073	26,689,075	1,668,730	1,668,730	1,668,730	1,668,730	1,668,730	5,006,190		
再処理等引当金取崩し(貸方)	▲23,086,712	▲23,593,680	—	—	—	—	—	—		
合計	3,602,360	3,095,394	1,668,730	1,668,730	1,668,730	1,668,730	1,668,730	5,006,190		

[廃棄物処理費]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
火力廃棄物処理費	5,386,142	5,188,419	7,196,331	8,120,800	8,989,874	5,282,007	5,867,797	20,139,678		
原子力廃棄物処理費	436,327	426,527	389,738	461,954	589,909	468,338	475,721	1,533,968		
雑廃棄物処理費	29,261	67,138	54,454	52,856	12,822	12,822	83,031	108,675		
新エネルギー等廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	5,851,731	5,682,086	7,640,524	8,635,610	9,592,605	5,763,167	6,426,549	21,782,321		

[特定放射性廃棄物処分費]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金 (各年の発電対応分)	1,716,631	2,202,545	1,389,638	335,990	45,499	1,536,456	1,609,954	3,191,909		
特定放射性廃棄物処分費拠出金 (平成11年末迄の発電対応分)	824,165	715,728	638,387	633,482	633,482	—	—	633,482		
合計	2,540,797	2,918,273	2,028,025	969,472	678,981	1,536,456	1,609,954	3,825,391		

〔消耗品費〕 (単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度							
潤滑油脂費	51,762	50,376	56,843	52,994	91,017	65,203	65,203	65,203	195,609		
雑消耗品費	2,450,344	2,564,093	2,702,682	2,572,373	2,651,577	2,434,788	2,551,576	2,446,257	7,432,621		
合計	2,502,107	2,614,469	2,759,525	2,625,367	2,742,594	2,499,991	2,616,779	2,511,460	7,628,230		

〔補償費〕 (単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度							
定期的補償費	1,867,135	1,624,711	1,418,883	1,636,910	1,668,274	1,848,415	1,827,543	1,398,248	5,074,206		
臨時的補償費	219,232	245,110	241,598	235,313	242,387	232,572	232,729	232,885	698,186		
損害賠償費	80,628	72,160	68,195	73,661	73,661	69,001	69,001	69,001	207,003		
合計	2,166,997	1,941,982	1,728,678	1,945,886	1,984,322	2,149,988	2,129,273	1,700,134	5,979,395		

〔賃借料〕 (単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度							
借地借家料	2,366,724	2,328,094	2,469,665	2,388,161	2,465,917	2,160,919	2,188,105	2,203,082	6,552,106		
道路占用料	1,139,100	1,116,165	1,088,771	1,114,679	1,092,487	1,096,173	1,099,706	1,103,156	3,299,035		
水面使用料	3,100	3,101	3,100	3,100	2,865	2,865	2,865	2,865	8,595		
線路使用料	555,951	558,862	562,517	559,110	568,453	571,821	576,285	580,749	1,728,855		
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
電柱敷地料	1,503,225	1,551,574	1,547,256	1,534,018	1,549,698	1,552,045	1,553,405	1,556,220	4,661,670		
線下補償料	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
機械賃借料	1,855,539	1,783,144	1,773,170	1,803,951	1,703,043	1,490,392	1,668,206	1,750,419	4,909,017		
雑賃借料	621,889	599,421	823,291	681,534	3,182,955	4,466,808	653,574	641,623	5,762,005		
合計	8,045,532	7,940,364	8,267,773	8,084,556	10,565,418	11,341,023	7,742,146	7,838,114	26,921,283		

〔託送料〕 (単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度							
託送料	5,858,508	5,687,846	6,280,479	5,942,278	6,397,220	5,848,010	5,719,621	5,708,549	17,276,180		

〔事業者間精算費〕 (単位：千円)

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度							
事業者間 電力量(10 ⁶ kWh)	1	10	9	7	8	9	10	10	29		
精算費 料金計	700	4,711	3,829	3,080	3,244	3,674	3,674	3,674	11,022		

(単位：千円)

項目	至近実績					原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
	2,141,542	2,171,608	2,166,967	2,160,039	2,569,531		
委託運転費	30,147,651	30,544,140	30,289,235	30,327,009	33,941,530	36,598,498	110,962,926
雑委託費	32,289,194	32,715,749	32,456,202	32,487,048	36,511,061	38,715,652	117,779,134
合計					40,180,722	38,882,760	

(単位：千円)

項目	至近実績					原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
	4,958	4,838	4,775	4,857	4,861		
水力関係	41,280	5,468	5,392	17,380	5,517	5,528	16,567
火力関係	166,248	203,531	198,694	189,491	327,806	405,844	1,085,664
原子力関係	434,293	434,019	428,129	432,147	194,003	212,457	692,122
新エネルギー等関係	193	187	167	182	193	196	587
その他	24,841	24,402	25,650	24,964	26,080	27,091	81,125
合計	671,815	672,446	662,809	669,023	559,004	603,029	1,893,422

(単位：千円)

項目	至近実績					原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
	—	—	3,260,000	1,086,667	3,803,330		
原子力損害賠償支援機構一般負担金					6,520,000	6,520,000	19,560,000

(単位：千円)

項目	至近実績					原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
	3,582,515	3,012,163	3,156,714	3,250,464	2,184,468		
販売関係普及開発関係費	1,139,202	1,108,670	1,057,051	1,101,641	1,152,680	353,687	1,063,342
一般普及開発関係費	4,721,718	4,120,834	4,213,765	4,352,106	3,337,148	383,379	1,225,710
合計					460,780	383,379	

(単位：千円)

項目	至近実績					原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
	140,284	134,388	134,926	159,927	142,328		
研修施設運営費	515,208	581,847	596,246	578,252	637,672	685,174	2,009,913
その他養成費	655,492	716,236	731,173	738,179	780,000	827,240	2,436,433
合計					829,193	827,240	

(単位：千円)

項目	至近実績					原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)		
	381,160	393,438	436,801	403,800	478,288		
社内研究費	1,945,211	2,022,172	1,635,956	1,867,750	1,931,590	1,336,351	3,991,928
委託研究費	2,326,372	2,415,610	2,072,757	2,271,580	2,409,878	1,838,359	5,444,740
合計					1,702,800	1,903,581	

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
通信運搬費	3,822,324	3,169,398	3,155,057	3,382,326	3,269,559	3,322,122	3,238,005	9,883,885		
旅費	851,815	830,092	807,013	829,640	829,641	1,564,371	1,564,940	4,696,525		
寄付金	256,549	343,816	302,946	301,104	66,538	—	—	—		
団体費	612,230	655,889	547,648	605,256	790,431	294,672	294,672	884,016		
その他諸費	2,611,434	3,501,285	3,328,056	3,146,925	4,851,927	4,261,034	3,396,389	11,106,881		
合計	8,154,354	8,500,683	8,140,722	8,265,253	9,808,096	9,442,199	8,547,075	26,571,307		

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
貸倒引当額	▲11,298	231,637	10,382	76,907	▲15,624	84,900	1,480	2,838	89,218	
貸倒損失額	665,990	606,532	524,203	598,908	537,037	601,273	602,393	1,808,207		
合計	654,692	838,170	534,585	675,816	521,413	686,173	603,873	1,897,425		

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
水力発電設備 除却損	183,552	130,084	228,864	180,827	79,398	203,454	121,714	109,046	434,214	
除却費用	86,874	319,588	165,206	190,556	181,351	350,852	179,215	143,915	673,982	
水力発電設備 除却損	65,303	286,399	103,466	151,723	252,830	4,500,704	80,145	265,320	4,846,169	
除却費用	401,233	1,060,417	1,170,644	877,431	1,289,850	445,229	2,698,979	1,940,725	5,084,933	
原子力 発電設備 除却損	416,270	575,785	233,780	408,612	730,104	1,813,920	1,213,618	1,879,434	4,906,972	
除却費用	281,346	207,326	330,570	273,081	386,934	540,215	473,524	979,704	1,993,443	
新エネルギー 発電設備 除却費用	802	1,329	45,314	15,815	268	956	61	509	1,526	
送電設備 除却費用	236,294	367,120	162,795	255,403	292,612	252,621	199,862	184,429	636,912	
変電設備 除却費用	1,176,043	1,362,833	1,396,807	1,311,894	1,480,389	1,153,638	1,420,295	820,177	3,394,110	
配電設備 除却費用	133,316	193,982	174,942	167,413	150,070	154,985	135,568	149,146	439,699	
除却費用	415,926	592,028	783,862	597,272	672,818	698,394	811,401	444,014	1,953,809	
業務設備 除却費用	631,940	523,977	680,121	612,013	480,247	545,147	511,853	478,218	1,535,218	
除却費用	1,872,760	1,766,832	2,197,877	1,945,823	2,043,186	1,853,173	1,758,066	1,790,914	5,402,153	
除却費用	271,181	248,360	64,801	194,781	215,275	209,417	232,325	81,726	523,468	
除却費用	124,122	186,701	137,208	149,344	145,521	276,531	196,667	344,511	817,709	
除却費用	1,938,313	2,326,124	1,649,865	1,971,434	2,200,804	7,681,204	2,495,146	3,147,828	13,324,178	
合計	4,359,110	5,497,057	6,227,492	5,361,220	6,233,053	5,328,298	7,541,505	6,520,086	19,389,889	

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
資産除去債務計上	3,041,948	4,058,575	2,425,783	964,113	721,951	3,752,804	3,757,347	8,232,102	原子力発電施設解体引当金に関する省令に係るものに限る。	
資産除去債務取崩し(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計	3,041,948	4,058,575	2,425,783	964,113	721,951	3,752,804	3,757,347	8,232,102		

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)] (単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
共有設備費等分担額	279,621	232,899	249,877	267,371	238,886	235,795	232,827	707,508	
水力発電設備小計	279,621	232,899	249,877	267,371	238,886	235,795	232,827	707,508	
共有設備費等分担額(貸方)	▲19,684	▲19,565	▲12,651	▲19,920	▲15,010	▲15,010	▲15,010	▲45,030	
小計	▲19,684	▲19,565	▲12,651	▲19,920	▲15,010	▲15,010	▲15,010	▲45,030	
合計	259,937	213,334	237,226	247,451	223,876	220,785	217,817	662,478	

(記載注意)

(何)の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却] (単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	

[電力費振替勘定(貸方)] (単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
建設工事用	▲124,304	▲157,142	▲160,388	▲139,443	▲79,450	▲11,350	▲34,050	▲124,850	
附帯事業用	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	▲124,304	▲157,142	▲160,388	▲139,443	▲79,450	▲11,350	▲34,050	▲124,850	

[株式交付費、社債発行費] (単位：千円)

項目	至近実績			平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度						
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費	190,713	191,023	—	255,909	287,895	159,945	287,907	735,747	
合計	190,713	191,023	—	255,909	287,895	159,945	287,907	735,747	

(4) 第3条第2項第4号関係

〔修繕費〕

(単位：千円)

項目	至近実績							原価算定期間計			備考	
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均修繕費率(%)			
水力発電設備	平均帳簿原価	363,672,937	364,042,250	364,730,866	365,830,737	368,691,534	371,747,190	439,309,970	515,664,611	1,326,721,771	1.26%	
	普通修繕費	4,572,605	4,162,906	5,319,289	3,808,676	5,791,385	5,883,493	5,841,754	5,300,434	17,025,681		
火力発電設備	平均帳簿原価	734,046,417	732,175,340	731,738,022	738,985,090	749,078,385	752,486,793	751,912,220	752,896,194	2,257,294,207	3.56%	
	普通修繕費	20,089,588	22,550,483	28,502,169	23,911,210	15,877,747	17,791,281	29,767,411	32,904,537	80,463,229		
原子力発電設備	平均帳簿原価	501,130,178	654,216,868	804,314,173	805,841,838	809,548,858	812,667,171	819,376,740	839,531,433	2,471,575,344	2.45%	平成22年度以降の平均帳簿原価は、資産除去債務除き。
	普通修繕費	33,368,881	13,803,738	16,881,548	30,402,841	13,698,556	21,269,331	21,275,109	18,110,055	60,654,495		
新エネルギー発電設備	平均帳簿原価	—	5,118,616	10,247,075	11,078,905	11,902,500	12,054,749	12,218,870	12,344,792	36,618,411	8.18%	
	普通修繕費	—	796,060	610,758	902,774	1,485,765	1,155,264	756,308	1,085,149	2,996,721		
送電設備	平均帳簿原価	508,750,813	512,439,620	520,522,627	529,919,417	539,270,455	541,328,790	544,162,957	551,430,599	1,636,922,346	0.94%	
	普通修繕費	3,911,285	4,103,248	4,299,561	5,119,084	5,010,007	4,194,698	5,706,156	5,548,038	15,448,892		
変電設備	平均帳簿原価	275,164,917	284,887,897	289,089,562	293,985,815	299,632,658	304,037,917	308,445,344	312,200,177	924,683,438	1.45%	
	普通修繕費	3,669,718	3,609,031	4,205,608	4,140,563	3,979,959	3,530,744	5,030,214	4,818,681	13,379,639		
配電設備	平均帳簿原価	583,780,898	594,763,792	606,279,713	618,701,232	630,940,293	641,505,628	651,353,434	660,729,078	1,953,588,140	4.71%	
	普通修繕費	31,610,172	29,578,389	28,982,663	31,536,477	28,822,232	28,878,333	30,873,808	32,270,817	92,022,958		
業務設備	平均帳簿原価	147,713,586	147,546,360	147,279,303	147,482,991	150,157,891	152,117,819	151,920,001	153,215,771	457,253,591	1.48%	
	普通修繕費	2,207,962	2,213,924	2,246,318	2,046,042	1,786,747	1,807,583	2,533,928	2,414,880	6,756,391		
合計	平均帳簿原価	3,114,259,749	3,295,190,747	3,474,201,345	3,511,826,027	3,559,222,576	3,587,945,058	3,678,699,534	3,798,012,653	11,064,657,245	2.61%	
	普通修繕費	99,430,204	80,817,783	91,047,918	101,867,671	76,452,402	84,510,727	101,784,688	102,452,591	288,748,006		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

項目	〔水利使用料〕				備考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
水利使用料	1,141,971	1,151,070	1,164,375	3,457,416	

(単位：千円)

(6) 第3条第2項第6号関係

項目	〔減価償却費〕				備考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
水力発電設備	5,584,400	8,859,093	12,189,102	26,632,595	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	593,568	3,542,249	686,568	4,822,385	
火力発電設備	11,367,120	11,017,130	10,508,861	32,893,111	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
原子力発電設備	32,563,117	29,278,785	29,275,495	91,117,397	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
新エネルギー発電設備	361,045	339,165	305,310	1,005,520	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	—	—	—	—	
送電設備	12,268,890	12,160,197	11,899,275	36,328,362	
特別償却費	—	—	—	—	
変電設備	7,780,947	7,611,840	7,125,181	22,517,968	
特別償却費	—	—	—	—	
配電設備	11,895,293	11,783,526	11,570,427	35,249,246	
特別償却費	—	—	—	—	
業務設備	4,883,288	5,221,724	5,104,595	15,209,607	
特別償却費	—	—	—	—	
合計	86,704,100	86,271,460	87,978,246	260,953,806	
特別償却費	—	—	—	—	
試運転償却費	593,568	3,542,249	686,568	4,822,385	

(単位：千円)

(7) 第3条第2項第7号関係

項目	〔固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税〕				備考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
固定資産税	13,302,166	13,108,041	14,573,887	40,984,094	
雑税	1,595,580	2,375,163	2,331,505	6,302,248	
電源開発促進税	11,976,000	12,170,625	12,284,625	36,431,250	
事業税	7,881,180	6,935,739	6,892,336	21,709,255	
合計	34,754,926	34,589,568	36,082,353	105,426,847	

(単位：千円)

(8) 第3条第2項第8号関係

[地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費]

項目	平成26年度				平成27年度				備考
	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	
地帯間購入電力料	料金計	—	138,206	—	297,045	—	—	435,251	
	料金計	—	—	—	—	—	—	—	
他社購入電力料	電力計	68,636,214 (8,123,319)	41,768,963 (8,817,596)	—	39,178,992 (9,722,975)	—	—	149,584,169 (26,663,890)	
	料金計	33,435 5,708	32,325 4,487	—	32,341 4,672	—	—	98,101 14,867	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

項目	至近実績					平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度			
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金	110,868,056	88,320,062	88,740,221	90,496,166	118,554,499	123,143,885	354,014,696
	振替額	▲293,336	▲90,477	▲125,066	▲152,939	▲200,357	▲189,815	▲598,285
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	振替額	320,957	339,431	315,135	224,684	176,417	145,493	421,212
	振替額	▲1,055	▲2,695	▲2,639	▲2,669	▲2,478	▲2,488	▲7,551

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

項目	平成25年度				平成27年度				備考
	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

項目	平成25年度				平成27年度				備考
	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	平成27年度	
法人税等	法人税	4,321,336	4,321,336	4,321,336	3,783,870	3,783,870	3,783,870	12,426,542	
	法人税割	805,725	805,725	805,725	776,064	776,064	776,064	2,387,514	
合計	5,127,061	5,127,061	5,127,061	5,127,061	4,559,934	4,559,934	4,559,934	14,814,056	

第2表

事業報酬明細表

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
特定固定資産	993,155,218	1,039,129,062	1,105,416,436	3,137,700,716	
建設中の資産	88,501,607	75,737,329	60,202,393	224,441,329	
核燃料資産	118,550,200	127,723,618	129,897,473	376,171,291	
特定投資	23,279,334	23,273,200	23,267,066	69,819,600	
営業資本	62,500,696	48,724,745	47,759,221	158,984,662	
運転資本	28,352,032	16,260,633	15,365,429	59,978,094	
小計	90,852,728	64,985,378	63,124,650	218,962,756	
繰延償却資産	—	—	—	—	
合計	1,314,339,087	1,330,848,587	1,381,908,018	4,027,095,692	
報酬率(%)	2.9	2.9	2.9	2.9	
電気事業報酬額	38,115,834	38,594,609	40,075,333	116,785,776	

《項目別明細表》
(1) 第4条第3項關係

[特定固定資産]		(單位：千円)					備考
項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計		
水力発電設備	帳簿原価	369,887,104	372,287,954	505,996,118	1,248,171,176		
	工事費負担金等	8,681,244	8,681,244	8,681,244	26,043,732		
	減価償却累計額	258,103,731	262,679,603	274,671,984	795,455,318		
	高差引帳簿価額	103,102,129	100,927,107	222,642,890	426,672,126		
	帳簿原価増加額	3,590,814	136,934,265	19,664,779	160,189,858		
	工事費負担金等増加額	—	—	—	—		
	減価償却累計額増加額	5,558,230	12,967,381	12,850,767	31,376,378		
	帳簿原価減少額	1,189,964	3,226,101	637,793	5,053,858		
	工事費負担金等減少額	—	—	—	—		
	減価償却累計額減少額	982,358	975,000	526,521	2,483,879		
	帳簿原価	372,287,954	505,996,118	525,023,104	1,403,307,176		
	工事費負担金等	8,681,244	8,681,244	8,681,244	26,043,732		
	減価償却累計額	262,679,603	274,671,984	286,996,230	824,347,817		
	高差引帳簿価額	100,927,107	222,642,890	229,345,630	552,915,627		
平均帳簿価額	101,876,474	162,918,881	222,834,076	487,629,431			
火力発電設備	帳簿原価	752,242,310	749,563,529	754,078,254	2,255,884,093		
	工事費負担金等	6,936,135	6,936,668	6,941,789	20,814,592		
	減価償却累計額	650,282,986	657,112,740	666,078,990	1,973,474,716		
	高差引帳簿価額	95,023,189	85,514,121	81,057,475	261,594,785		
	帳簿原価増加額	6,465,381	6,667,997	8,696,168	21,829,546		
	工事費負担金等増加額	30,031	30,031	30,031	90,093		
	減価償却累計額増加額	11,355,294	11,001,019	10,489,960	32,846,273		
	帳簿原価減少額	9,144,162	2,153,272	11,266,062	22,563,496		
	工事費負担金等減少額	29,498	24,910	38,134	92,542		
	減価償却累計額減少額	4,525,540	2,034,769	10,776,280	17,336,589		
	帳簿原価	749,563,529	754,078,254	751,508,360	2,255,150,143		
	工事費負担金等	6,936,668	6,941,789	6,933,686	20,812,143		
	減価償却累計額	657,112,740	666,078,990	665,792,670	1,988,984,400		
	高差引帳簿価額	85,514,121	81,057,475	78,782,004	245,353,600		
平均帳簿価額	90,681,694	84,055,987	81,571,919	256,309,600			

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	807,288,497	808,904,065	822,848,419	2,439,040,981	
工事費負担金等	24,734	24,734	24,734	74,202	
減価償却累計額	577,486,782	585,918,329	598,698,571	1,762,103,682	
高	229,776,981	222,961,002	224,125,114	676,863,097	
差引帳簿価額	27,370,497	31,175,906	53,049,497	111,595,900	
帳簿原価増加額	—	—	—	—	
工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
減価償却累計額増加額	32,228,340	28,701,687	28,697,263	89,627,290	
帳簿原価減少額	25,754,929	17,231,552	26,685,129	69,671,610	
工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
減価償却累計額減少額	23,796,793	15,921,445	24,656,270	64,374,508	
帳簿原価	808,904,065	822,848,419	849,212,787	2,480,965,271	
期末	24,734	24,734	24,734	74,202	
工事費負担金等	585,918,329	598,698,571	602,739,564	1,787,356,464	
減価償却累計額	222,961,002	224,125,114	246,448,489	693,534,605	
高	225,603,201	217,806,085	233,394,599	676,803,885	
平均帳簿価額	11,783,326	12,205,392	12,232,348	36,221,066	
帳簿原価	153,415	204,553	236,394	594,362	
工事費負担金等	9,085,919	9,361,691	9,695,410	28,143,020	
減価償却累計額	2,543,992	2,639,148	2,300,544	7,483,684	
高	508,511	32,477	270,950	811,938	
帳簿原価増加額	51,138	31,841	51,138	134,117	
工事費負担金等増加額	361,045	339,165	305,310	1,005,520	
減価償却累計額増加額	86,445	5,521	46,062	138,028	
帳簿原価減少額	—	—	—	—	
減価償却累計額減少額	85,273	5,446	45,437	136,156	
帳簿原価	12,205,392	12,232,348	12,457,236	36,894,976	
期末	204,553	236,394	287,532	728,479	
工事費負担金等	9,361,691	9,695,410	9,955,283	29,012,384	
減価償却累計額	2,639,148	2,300,544	2,214,421	7,154,113	
高	2,599,047	2,469,849	2,261,070	7,329,966	
平均帳簿価額	532,862,993	538,350,676	549,124,789	1,620,338,458	
帳簿原価	14,719,198	14,834,660	14,970,028	44,523,886	
工事費負担金等	341,881,708	352,264,323	362,919,975	1,057,066,006	
減価償却累計額	176,262,087	171,251,693	171,234,786	518,748,566	
高	7,760,406	12,576,294	5,417,580	25,754,280	
差引帳簿価額	210,776	210,776	210,776	632,328	
帳簿原価増加額	12,206,995	12,099,022	11,831,890	36,137,907	
工事費負担金等増加額	2,272,723	1,802,181	1,663,019	5,737,923	
減価償却累計額増加額	95,314	75,408	69,585	240,307	
帳簿原価減少額	1,824,380	1,443,370	1,331,915	4,599,665	
減価償却累計額減少額	538,350,676	549,124,789	552,879,350	1,640,354,815	
帳簿原価	14,834,660	14,970,028	15,111,219	44,915,907	
期末	352,264,323	362,919,975	373,419,950	1,088,604,248	
工事費負担金等	171,251,693	171,234,786	164,348,181	506,834,660	
減価償却累計額	173,630,143	171,642,325	167,842,761	513,115,229	
高					
平均帳簿価額					

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	300,216,046	305,579,063	311,096,243	916,891,352	
工事費負担金等	2,731,137	2,691,067	2,656,058	8,078,262	
減価償却累計額	217,992,756	223,876,018	230,124,639	671,993,413	
高	79,492,153	79,011,978	78,315,546	236,819,677	
帳簿原価増加額	7,463,189	7,458,019	4,124,354	19,045,562	
期中	322	322	322	966	
工事費負担金等増加額					
減価償却累計額増加額	7,766,327	7,983,304	7,620,927	23,370,558	
増	2,100,172	1,940,839	2,135,233	6,176,244	
帳簿原価減少額	40,392	35,331	38,870	114,593	
減	1,883,065	1,734,683	1,908,428	5,526,176	
帳簿原価	305,579,063	311,096,243	313,085,364	929,760,670	
期末	2,691,067	2,656,058	2,617,510	7,964,635	
工事費負担金等	223,876,018	230,124,639	235,837,138	689,837,795	
残	79,011,978	78,315,546	74,630,716	231,958,240	
高	79,532,205	78,771,729	76,517,016	234,820,950	
平均帳簿原価	633,666,140	644,814,906	654,696,497	1,933,077,543	
帳簿原価	18,829,255	18,714,410	18,608,145	56,151,810	
期中	337,953,584	346,601,977	355,291,522	1,039,847,083	
工事費負担金等	276,783,301	279,498,519	280,796,830	837,078,650	
残	15,086,580	13,477,107	11,986,263	40,549,950	
高	26,071	26,071	26,071	78,213	
平均帳簿原価	11,660,675	11,511,045	11,284,819	34,456,539	
帳簿原価	3,837,814	3,595,516	3,374,357	10,807,687	
期中	140,916	132,336	123,668	396,920	
工事費負担金等減少額	3,012,282	2,821,500	2,647,390	8,481,172	
減価償却累計額減少額	644,814,906	654,696,497	663,308,403	1,962,819,806	
帳簿原価	18,714,410	18,608,145	18,510,548	55,833,103	
期末	346,601,977	355,291,522	363,928,951	1,065,822,450	
工事費負担金等	279,498,519	280,796,830	280,868,904	841,164,253	
残	278,282,150	280,272,708	280,941,944	839,496,802	
高	145,729,333	150,248,557	151,443,298	447,421,188	
平均帳簿原価	149,695	159,957	170,108	479,760	
帳簿原価	106,305,511	108,154,370	110,015,981	324,475,862	
期中	39,274,127	41,934,230	41,257,209	122,465,566	
工事費負担金等	8,017,136	4,604,766	2,410,406	15,032,308	
残	11,278	11,278	11,278	33,834	
高	4,692,814	5,016,661	4,912,662	14,622,137	
平均帳簿原価	3,497,912	3,410,025	934,427	7,842,364	
帳簿原価	1,016	1,127	397	2,540	
期中	2,843,955	3,155,050	889,016	6,888,021	
工事費負担金等	150,248,557	151,443,298	152,919,277	454,611,132	
残	159,957	170,108	180,989	511,054	
高	108,154,370	110,015,981	114,039,627	332,209,978	
平均帳簿原価	41,934,230	41,257,209	38,698,661	121,890,100	
帳簿原価	40,950,304	41,191,498	40,053,051	122,194,853	
期中	993,155,218	1,039,129,062	1,105,416,436	3,137,700,716	
平均帳簿原価					

(単位：千円)

[建設中の資産]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	127,814,660	143,010,407	17,412,120	288,237,187	
期中増加額	19,380,129	10,742,410	6,069,109	36,191,648	
期中減少額	4,184,382	136,340,697	19,664,779	160,189,858	
期末帳簿価額	143,010,407	17,412,120	3,816,450	164,238,977	
平均帳簿価額	135,907,038	79,183,184	14,166,061	229,256,283	
期首帳簿価額	1,007,661	8,246,892	34,645,072	43,899,625	
期中増加額	13,704,612	33,066,177	37,623,818	84,394,607	
期中減少額	6,465,381	6,667,997	8,696,168	21,829,546	
期末帳簿価額	8,246,892	34,645,072	63,572,722	106,464,686	
平均帳簿価額	4,640,923	21,510,548	49,711,689	75,863,160	
期首帳簿価額	7,453,998	20,295,658	16,180,238	43,929,894	
期中増加額	40,212,157	27,060,486	41,365,927	108,638,570	
期中減少額	27,370,497	31,175,906	53,049,497	111,595,900	
期末帳簿価額	20,295,658	16,180,238	4,496,668	40,972,564	
平均帳簿価額	17,346,265	25,947,083	21,810,023	65,103,371	
期首帳簿価額	—	—	—	—	
期中増加額	508,511	32,477	270,950	811,938	
期中減少額	508,511	32,477	270,950	811,938	
期末帳簿価額	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	
期首帳簿価額	9,566,738	15,581,041	18,977,447	44,125,226	
期中増加額	13,821,211	15,972,700	13,750,440	43,544,351	
期中減少額	7,806,908	12,576,294	5,417,580	25,800,782	
期末帳簿価額	15,581,041	18,977,447	27,310,307	61,868,795	
平均帳簿価額	11,849,165	16,759,702	23,094,351	51,703,218	
期首帳簿価額	579,492	1,359,168	4,846,878	6,785,538	
期中増加額	7,873,145	7,925,499	8,990,442	24,789,086	
期中減少額	7,093,469	4,437,789	3,475,542	15,006,800	
期末帳簿価額	1,359,168	4,846,878	10,361,778	16,567,824	
平均帳簿価額	975,751	3,022,294	7,811,387	11,809,432	
期首帳簿価額	3,567,295	3,563,017	3,562,843	10,693,155	
期中増加額	15,086,580	13,477,107	11,986,263	40,549,950	
期中減少額	15,090,858	13,477,281	11,986,651	40,554,790	
期末帳簿価額	3,563,017	3,562,843	3,562,455	10,688,315	
平均帳簿価額	3,538,395	3,536,687	3,536,406	10,611,488	
期首帳簿価額	2,888,094	2,888,094	237,304	3,731,326	
期中増加額	6,117,130	4,742,152	2,508,126	13,367,408	
期中減少額	8,399,296	5,110,776	2,410,406	15,920,478	
期末帳簿価額	605,928	237,304	335,024	1,178,256	
平均帳簿価額	2,745,676	1,515,159	274,869	4,535,704	
期首帳簿価額	88,501,607	75,737,329	60,202,393	224,441,329	
レートベース					

[核燃料資産]		(単位：千円)				
項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考	
期首帳簿価額	93,719,046	110,991,990	116,413,881	321,124,917		
期中増加額	24,711,743	28,279,090	21,731,021	74,721,854		
期中減少額	7,438,799	22,857,199	18,457,201	48,753,199		
期末帳簿価額	110,991,990	116,413,881	119,687,701	347,093,572		
平均帳簿価額	102,355,518	113,702,936	118,050,791	334,109,245		
期首帳簿価額	17,281,682	15,107,682	12,933,682	45,323,046		
期中増加額	—	—	—	—		
期中減少額	2,174,000	2,174,000	2,174,000	6,522,000		
期末帳簿価額	15,107,682	12,933,682	10,759,682	38,801,046		
平均帳簿価額	16,194,682	14,020,682	11,846,682	42,062,046		
レートベース	118,550,200	127,723,618	129,897,473	376,171,291		

[特定投資]		(単位：千円)				
項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考	
期首帳簿価額	300,753	294,619	288,485	883,857		
期中増加額	▲6,134	▲6,134	▲6,134	▲18,402		
期中減少額	294,619	288,485	282,351	865,455		
平均帳簿価額	297,686	291,552	285,418	874,656		
期首帳簿価額	11,300	11,300	11,300	33,900		
期中増加額	—	—	—	—		
期末帳簿価額	11,300	11,300	11,300	33,900		
平均帳簿価額	11,300	11,300	11,300	33,900		
期首帳簿価額	682,298	682,298	682,298	2,046,894		
期中増加額	—	—	—	—		
期末帳簿価額	682,298	682,298	682,298	2,046,894		
平均帳簿価額	682,298	682,298	682,298	2,046,894		
期首帳簿価額	22,034,050	22,034,050	22,034,050	66,102,150		
期中増加額	—	—	—	—		
期末帳簿価額	22,034,050	22,034,050	22,034,050	66,102,150		
平均帳簿価額	22,034,050	22,034,050	22,034,050	66,102,150		
期首帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000		
期中増加額	—	—	—	—		
期末帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000		
平均帳簿価額	254,000	254,000	254,000	762,000		
レートベース	23,279,334	23,273,200	23,267,066	69,819,600		

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	264,240	264,240	264,240	792,720	
給料手当	38,419,498	38,710,686	38,648,534	115,778,718	
給料手当振替額(貸方)	▲737,326	▲741,942	▲740,278	▲2,219,546	
退職給与金	4,532,770	3,509,192	5,134,080	13,176,042	
厚生費	6,706,536	7,013,321	7,323,835	21,043,692	
委託検針費	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	
雑給	993,478	1,053,842	959,703	3,007,023	
燃料費	207,096,620	110,031,651	102,579,970	419,708,241	
使用済燃料再処理等発電費	1,149,091	6,159,403	6,515,628	13,824,122	
使用済燃料再処理等既発電費	1,668,730	1,668,730	1,668,730	5,006,190	
廃棄物処理費	9,592,605	5,763,167	6,426,549	21,782,321	
特定放射性廃棄物処分費	678,981	1,536,456	1,609,954	3,825,391	
消耗品費	2,499,991	2,616,779	2,511,460	7,628,230	
修繕費	84,510,727	101,784,688	102,452,591	288,748,006	
水利使用料	1,141,971	1,151,070	1,164,375	3,457,416	
補償費	2,149,988	2,129,273	1,700,134	5,979,395	
賃借料	11,341,023	7,742,146	7,838,114	26,921,283	
託送料	5,848,010	5,719,621	5,708,549	17,276,180	
事業者間精算費	3,674	3,674	3,674	11,022	
委託費	40,180,722	38,882,760	38,715,652	117,779,134	
損害保険料	559,004	603,029	731,389	1,893,422	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	6,520,000	6,520,000	6,520,000	19,560,000	
普及開発関係費	460,780	381,379	383,551	1,225,710	
養成費	780,000	829,193	827,240	2,436,433	
研究費	1,702,800	1,838,359	1,903,581	5,444,740	
諸費	9,018,076	8,582,033	8,547,075	26,147,184	
電気料貸倒損	601,273	602,393	604,541	1,808,207	
減価償却費	870,642	1,179,048	1,183,034	3,232,724	
固定資産除却費	5,328,298	7,541,505	6,520,086	19,389,889	
共有設備費等分担額	238,886	235,795	232,827	707,508	
共有設備費等分担額(貸方)	▲15,010	▲15,010	▲15,010	▲45,030	
地帯間購入電源費	—	138,206	297,045	435,251	
地帯間購入送電費	—	—	—	—	
他社購入電源費	68,636,214	41,768,963	39,178,992	149,584,169	
他社購入送電費	33,435	32,325	32,341	98,101	
建設分担保連費振替額(貸方)	▲200,357	▲189,815	▲208,113	▲598,285	
附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)	▲2,478	▲2,488	▲2,585	▲7,551	
開発費	—	—	—	—	
電力費振替勘定(貸方)	▲79,450	▲11,350	▲34,050	▲124,850	
株式交付費	—	—	—	—	
社債発行費	287,895	159,945	287,907	735,747	
小計	512,781,337	405,192,267	397,475,345	1,315,448,949	
遅取加算料金	1,075,535	1,075,643	—	2,151,178	
地帯間販売電源料	109,709	—	—	109,709	
地帯間販売送電料	—	—	—	—	
他社販売電源料	1,725,252	8,536,817	9,245,578	19,507,647	
他社販売送電料	—	—	—	—	
託送収益	29,207	196,341	229,696	455,244	
事業者間精算収益	80,303	83,221	83,221	246,745	
電気事業雑収益	9,746,604	5,493,120	5,833,919	21,073,643	
預金利息	9,162	9,162	9,162	27,486	
小計	12,775,772	15,394,304	15,401,576	43,571,652	
合計	500,005,565	389,797,963	382,073,769	1,271,877,297	
レートベース	62,500,696	48,724,745	47,759,221	158,984,662	

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本(貯蔵品)]		項目				(単位：千円)		備考
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計			
火力燃料 貯蔵品	消費金額	71,804,763	46,484,191	52,656,072	170,945,026			
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
	計	8,975,595	5,810,524	6,582,009	21,368,128			
	消費金額	133,980,193	62,672,387	49,065,338	245,717,918			
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
	計	16,747,524	7,834,048	6,133,167	30,714,739			
助燃費	消費金額	935,148	500,164	482,982	1,918,294			
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5			
	小計	116,894	62,821	60,373	239,788			
新エネルギー 等貯蔵品	消費金額	25,840,013	13,707,093	12,775,549	52,322,635			
	平均月数	—	—	—	—			
	計	—	—	—	—			
その他 貯蔵品	消費金額	639,190,523	649,755,702	659,002,450	1,947,948,675			
	平均月数	3.144%	3.144%	3.144%	3.144%			
	計	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%			
レポートベース (記載注意)	消費金額	2,512,019	2,553,540	2,589,880	7,655,439			
	平均月数	28,352,032	16,260,633	15,365,429	59,978,094			
	小計	28,352,032	16,260,633	15,365,429	59,978,094			
合計								

(何)の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項目	原価算定期間計					備考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
期首帳簿価額	—	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	—	
期首帳簿価額	—	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	—	
期首帳簿価額	—	—	—	—	—	
増加額	—	—	—	—	—	
償却額	—	—	—	—	—	
期末帳簿価額	—	—	—	—	—	
平均帳簿価額	—	—	—	—	—	
レートベース	—	—	—	—	—	

(2) 第4条第4項関係

[報酬率]

(単位：%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	適用率	備考
	自己資本報酬率	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	—	
他人資本報酬率	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	—	1.44	
事業報酬率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第3表

控除収益明細表

(単位：千円)

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均還収率(%)	平成24年度 (業績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考			
遅収加算料金			1,075,535		1,075,643				2,151,178				
地帯間販売電源料			109,709		—				109,709				
地帯間販売送電料			—		—				—				
他社販売電源料			1,725,252		8,536,817		9,245,578		19,507,647				
他社販売送電料			—		—		—		—				
託送収益			29,207		196,341		229,696		455,244				
事業者間精算収益			80,303		83,221		83,221		246,745				
電気事業雑収益			9,746,604		5,493,120		5,833,919		21,073,643				
預金利息			9,162		9,162		9,162		27,486				
合計			12,775,772		15,394,304		15,401,576		43,571,652				

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[遅収加算料金]

(単位：千円)

項目	至近実績			平均還収率(%)	平成24年度 (業績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
遅収加算料金	957,723	963,299	976,121	0.182	974,821	1,075,535	1,075,643	—	2,151,178	
電灯・電力料収入	517,524,182	529,525,922	549,872,968		537,036,919	601,273,062	602,392,821	604,540,631	1,808,206,514	

[地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料]

(単位：千円)

項目	至近実績			平均還収率(%)	平成24年度 (業績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
地帯間販売電源料			109,709		—				109,709	
地帯間販売送電料			—		—				—	
電力料			—		—				—	
他社販売電源料			1,725,252		8,536,817		9,245,578		19,507,647	
他社販売送電料			—		—		—		—	
電力料			147		528		605		1,280	

[託送収益]

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
その他の託送収益	29,207	196,341	229,696	455,244	

[事業者間精算収益]

(単位：千円)

項目	至近実績			平均	平成24年度 (業績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度							
事業者間精算収益	133	213	215	187	56	243	242	242	727	
電力料	46,088	64,944	114,004	75,012	30,120	80,303	83,221	83,221	246,745	

(単位：千円)

[電気事業雑収益]

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)						
契約超過金	149,064	266,262	134,173	183,166	128,660	199,036	199,036	199,036	597,108		
違約金	270	228	46	181	128	105	105	105	315		
諸貸付料	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
受託運転益	36,329	62,509	36,359	45,066	36,366	35,261	36,112	36,493	107,866		
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
受託工事益	51,105	197	865	17,389	56	339	339	339	1,017		
広告料	9,666	9,124	8,564	9,118	9,300	16,691	16,691	16,691	50,073		
供給雑収	34,092	66,034	81,563	60,563	60,563	112,109	112,109	449,158	673,376		
雑口	4,842,047	4,542,721	5,303,120	4,895,963	7,357,285	9,383,063	5,128,728	5,132,097	19,643,888		
合計	5,122,578	4,947,077	5,564,694	5,211,450	7,592,358	9,746,604	5,493,120	5,833,919	21,073,643		

(単位：千円)

[預金利息]

項目	至近実績					平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定 期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均残高率 (%)	平成24年度 (実績見込み)						
普通預金利息	5,331	3,531	5,852	3,038	3,263	6,529	6,529	6,529	19,587		
定期預金利息	30,041	1,082	—	1,918	—	2,633	2,633	2,633	7,899		
合計	35,373	4,614	5,852	—	3,263	9,162	9,162	9,162	27,486		
電灯・電力料収入 (記載注意)	517,524,182	529,525,922	549,872,968	—	537,036,919	601,273,062	602,392,821	604,540,631	1,808,206,514		

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

8 部門整理表 (1)

(単位:千円)

役員 給料 給料手当 退職金 厚生 委託 雑 燃料 使用 廃棄 特定 消耗 修理 水 補 賃 託 事 委 預 普 養 研 諸 電 固 雑 減 固 原 共 建 開 開 株 株 社 法 電	水		火		電		力		電		力		電		新		電			
	計		計		計		計		計		計		計		計		計			
	固	一	固	一	固	一	固	一	固	一	固	一	固	一	固	一	固	一	固	一
員	43,647	-	43,647	-	79,256	-	79,256	-	90,743	-	90,743	-	90,743	-	491	-	491	-	-	-
給料	6,792,172	5,567,473	1,224,699	▲15,040	12,275,921	▲91,651	▲27,310	▲64,341	14,836,538	▲82,890	▲31,268	▲5,425	▲5,425	▲5,425	74,811	61,020	13,791	-	-	-
給料手当	73,499	▲58,459	▲15,040	-	▲91,651	-	▲27,310	▲64,341	▲82,890	-	▲31,268	▲5,425	▲5,425	▲5,425	74,811	61,020	13,791	-	-	-
退職金	725,473	-	725,473	-	1,317,341	-	1,317,341	-	1,508,262	-	1,508,262	-	1,508,262	-	8,169	-	8,169	-	-	-
厚生	1,208,937	923,715	285,222	-	2,271,800	-	1,763,883	-	2,830,795	-	2,237,817	-	592,978	-	12,988	9,776	3,212	-	-	-
委託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑	92,439	64,060	28,379	-	789,932	738,400	51,532	-	227,197	168,196	59,001	-	-	-	320	-	320	-	-	-
燃料	-	-	-	-	419,708,241	-	-	-	18,351,933	18,351,933	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用	-	-	-	-	-	-	-	-	13,824,122	13,824,122	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄	-	-	-	-	20,139,678	-	-	-	1,642,643	1,642,643	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定	174,044	132,974	41,070	-	2,089,087	1,994,510	74,577	-	2,282,519	2,177,133	85,386	-	-	-	2,619	2,157	462	-	-	-
消耗	17,301,188	17,025,681	275,507	-	80,702,368	80,463,229	239,139	-	61,010,788	60,654,495	356,293	-	-	-	2,997,998	2,996,721	1,277	-	-	-
修理	3,457,416	3,457,416	-	-	5,064,995	5,039,547	25,448	-	488	486	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	49,482	49,233	249	-	4,756,718	4,143,079	613,639	-	1,637,668	899,858	737,810	-	-	-	8,866	5,349	3,517	-	-	-
補	720,490	217,769	502,721	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃	76,644	(76,644)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事	3,176,104	2,369,761	806,343	-	10,034,982	9,335,088	699,904	-	24,888,876	23,846,090	1,042,786	-	-	-	1,410,993	1,407,255	3,738	-	-	-
委	17,511	17,357	154	-	16,714	16,567	147	-	1,793,547	1,777,786	15,761	-	-	-	592	587	5	-	-	-
預	-	-	-	-	-	-	-	-	19,560,000	19,560,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普	15,374	-	15,374	-	102,599	851,342	102,599	-	851,342	851,342	-	-	-	-	1,020	-	1,020	-	-	-
養	128,507	-	128,507	-	349,024	349,024	349,024	-	824,534	824,534	-	-	-	-	451	-	451	-	-	-
研	214,561	-	214,561	-	1,102,486	-	1,102,486	-	2,464,035	-	2,464,035	-	-	-	83,785	-	83,785	-	-	-
諸	1,253,147	689,790	563,357	-	2,234,996	787,908	1,447,088	-	3,611,592	2,440,369	1,171,223	-	-	-	66,784	60,440	6,344	-	-	-
電	5,900,823	5,839,414	61,409	-	4,983,670	4,927,811	55,859	-	10,166,624	10,081,247	85,377	-	-	-	125,097	124,794	303	-	-	-
固	16,681	14,546	2,135	-	365,229	318,546	46,683	-	5,183,164	4,494,478	658,686	-	-	-	248	216	32	-	-	-
雑	32,361,892	31,783,113	578,779	-	33,982,582	33,436,114	526,468	-	93,678,109	92,873,434	804,675	-	-	-	1,017,352	1,014,494	2,858	-	-	-
減	(328,133)	(328,133)	-	-	(543,003)	(543,003)	-	-	(1,756,037)	(1,756,037)	-	-	-	-	(8,974)	(8,974)	-	-	-	-
固	1,159,233	1,108,196	51,037	-	9,977,526	9,931,102	46,424	-	6,971,371	6,900,415	70,956	-	-	-	71,528	71,276	252	-	-	-
原	-	-	-	-	-	-	-	-	8,232,102	8,232,102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共	707,508	707,508	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建	▲45,030	▲45,030	-	-	-	-	-	-	▲193,347	▲193,347	-	-	-	-	▲1,453	-	▲1,453	-	-	-
開	▲63,733	▲63,733	-	-	▲146,359	-	▲146,359	-	▲1,325	-	▲1,325	-	-	-	▲25	-	▲25	-	-	-
開	▲370	▲370	-	-	▲2,466	-	▲2,466	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法	74,987	-	74,987	-	68,660	68,660	-	-	202,514	202,514	-	-	-	-	1,560	-	1,560	-	-	-
電	852,549	-	852,549	-	5,689,634	5,689,634	-	-	5,689,634	5,689,634	-	-	-	-	56,590	-	56,590	-	-	-
合	18,172,360	(147,639)	18,172,360	-	12,928,267	12,928,267	-	-	35,737,909	35,737,909	-	-	-	-	336,506	-	336,506	-	-	-
計	94,510,537	69,941,161	24,569,376	-	630,751,240	602,721,429	28,029,811	-	338,964,865	286,226,756	52,738,109	-	-	-	6,271,696	5,748,660	523,036	-	-	-

(記載注意)
1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
2 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

8 部門整理表 (2)

(単位:千円)

	送電費		変電費		配電費		電費		販売費		合計
	計		計		計		計		計		
	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	
役員給与	100,097	100,097	93,533	93,533	167,208	167,208	217,745	217,745	217,745	217,745	792,720
給料手当振替額(貸方)	14,583,354	2,908,622	11,774,732	2,808,622	14,041,759	2,808,622	19,373,867	4,691,713	22,998,881	6,109,702	115,778,718
退職給付給付金	▲524,934	▲34,491	▲490,443	▲157,822	▲125,593	▲32,229	▲1,128,147	▲57,616	▲22,362	▲75,031	▲2,219,546
退職給付給付金	1,663,739	1,663,739	1,554,841	1,554,841	2,779,223	2,779,223	3,619,194	3,619,194	3,619,194	3,619,194	13,176,042
委託検査料	2,544,388	1,890,284	2,420,109	1,808,897	611,212	611,212	4,186,448	3,093,788	4,145,328	1,422,899	21,043,692
委託検査料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託検査料	234,025	168,942	261,770	60,815	1,007,586	1,007,586	898,867	108,719	252,177	141,577	3,007,023
燃料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品	328,099	233,912	94,187	354,508	894,284	894,284	736,947	157,337	1,338,179	204,891	7,628,230
修理費	16,077,527	15,448,892	13,974,794	13,379,639	595,155	93,628,138	92,022,958	1,605,180	3,055,205	3,055,205	288,748,006
水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水	640,383	637,166	615	612	212,881	212,881	211,812	1,069	10,497	54	5,979,395
補償借料	3,837,978	2,732,405	1,105,573	1,593,992	574,666	1,019,426	9,713,137	1,879,186	2,773,248	2,773,248	26,921,283
貸借料	17,189,536	17,199,536	-	-	-	-	-	-	-	-	-
託送料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業顧問料	11,022	11,022	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託託送料	10,736,208	8,896,341	1,839,867	3,023,414	1,281,537	1,741,877	14,535,292	4,637,983	39,857,398	5,417,874	117,779,134
損害保険料	6,938	6,877	-	37,596	-	330	20,524	180	-	-	1,893,422
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開発費	21,424	-	21,424	12,633	40,143	12,633	40,143	40,143	181,175	162,368	1,225,710
業研究成果	223,770	-	223,770	222,329	291,743	222,329	291,743	291,743	396,075	396,075	2,436,433
研究費	440,837	-	440,837	215,662	561,969	215,662	561,969	561,969	361,405	361,405	5,444,740
電気料貸倒損	2,468,039	1,176,082	1,291,957	2,353,546	1,146,308	1,207,238	4,112,180	1,954,007	7,589,671	2,881,352	26,571,307
固定資産税	5,464,880	5,321,917	142,963	3,124,851	2,988,150	1,367,011	10,483,129	396,128	735,020	735,020	40,984,094
雑税	51,945	45,307	6,638	158,012	137,816	20,196	14,796	12,903	472,870	69,303	6,302,248
減価償却費	35,041,036	33,693,616	1,347,420	23,806,367	22,517,968	1,288,399	38,981,331	35,247,845	6,927,522	6,927,522	265,776,191
固定資産除却費	4,149,837	4,031,022	118,815	2,507,119	2,393,508	113,611	7,266,588	6,937,371	610,865	610,865	32,714,067
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担運賃振替額(貸方)	▲75,070	-	▲75,070	▲43,808	▲74,375	▲43,808	▲74,375	▲74,375	▲140	▲140	▲598,285
附属事業営業費用分担運賃振替額(貸方)	▲515	-	▲515	▲377	▲73	▲304	▲965	▲965	▲1,057	▲451	▲7,551
開業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	130,639	-	130,639	58,308	-	58,308	198,063	-	1,016	1,016	735,747
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税	1,188,087	-	1,188,087	700,557	-	700,557	2,226,108	-	2,226,108	-	14,814,056
電気事業報酬	15,168,320	-	15,168,320	7,351,567	-	7,351,567	26,087,150	-	1,003,697	-	116,785,776
合計	131,711,589	102,777,610	28,933,979	77,665,875	58,025,362	19,640,313	246,789,567	193,717,992	53,071,575	115,636,114	1,642,301,283

(記載注意)

1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。

3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

配電費・販売費整理表

(単位:千円)

	高圧配電費	低圧配電費	需要家費	給電費		合計
				ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費	
役員給与	105,097	45,524	63,515	4,102	1,148	384,953
給料手当	15,126,232	6,552,042	8,660,271	548,242	153,508	53,174,163
給料手当振替額(貸方)	▲745,302	▲322,833	▲138,618	▲1,834	▲514	▲1,283,156
退職給付	1,746,859	756,665	1,055,708	68,171	19,088	6,398,417
厚生年金	2,631,359	1,139,793	1,615,360	104,883	29,367	9,754,675
委託料	-	-	-	-	-	-
委託料	-	-	-	-	-	-
燃料費	633,310	274,323	184,815	7,416	2,077	1,401,340
使用済燃料再処理等処理費	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-
消耗品費	550,279	238,357	435,795	27,795	7,783	2,437,354
修理費	45,141,073	19,553,196	29,318,501	967,337	270,854	96,683,343
水料	-	-	-	-	-	-
備償	133,805	57,958	23,392	198	56	223,432
賃借料	7,254,560	3,142,368	1,873,249	72,148	20,202	14,365,571
委託料	-	-	-	-	-	-
事業者間精算	-	-	-	-	-	-
委託料	8,910,133	3,859,491	32,835,185	703,520	194,329	64,508,547
損害保険	12,900	5,588	2,036	-	-	20,524
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-
普及関係	25,232	10,929	3,982	-	-	221,318
養育費	182,936	79,240	91,605	97,655	27,344	687,818
研究費	338,578	146,658	109,519	243,711	68,240	923,374
諸料	2,578,931	1,117,084	6,132,230	111,333	30,961	14,583,203
電気料	-	-	-	-	-	1,897,425
固定資産税	6,510,822	2,820,212	1,244,468	235,877	66,046	11,218,149
雑税	9,300	4,028	481,957	1,481	415	556,969
減価償却費	24,210,376	10,486,907	5,154,560	2,223,131	622,476	45,908,853
固定資産除却費	4,513,105	1,954,885	875,368	196,034	54,890	7,877,453
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-
建設分担関連運搬費(貸方)	▲46,748	▲20,249	▲7,378	▲109	▲31	▲74,515
附帯事業費用分担関連運搬費(貸方)	▲606	▲263	▲421	▲28	▲8	▲2,473
開費	-	-	-	-	-	-
開費	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-
株式交付費	123,012	53,284	21,767	794	222	199,079
社債発行費	-	-	-	-	-	-
社債発行費	1,382,583	598,876	469,417	19,645	5,500	3,269,018
法人税	16,202,107	7,018,065	2,927,522	569,960	159,589	27,090,847
電気事業報酬	137,529,933	59,572,128	93,433,905	6,201,462	1,733,542	362,425,681
合計						

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費用細表(1)

(単位:千円)

	水力発電費のうちのアレンツラリアーサービスタ		電力発電費のうちのアレンツラリアーサービスタ		送電費		受電用変電サービスタ		配電用変電サービスタ	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与	3,052	-	6,947	-	100,097	-	43,895	-	49,638	-
給料手当	474,977	-	1,075,984	-	14,583,354	-	6,589,797	-	7,451,962	-
給料手当振替額(貸方)	▲5,140	-	▲8,033	-	▲524,934	-	▲74,066	-	▲83,756	-
退職給付	50,732	-	115,465	-	1,663,739	-	729,593	-	825,048	-
厚生費	84,541	-	199,123	-	2,544,388	-	1,135,757	-	1,284,352	-
委託費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑費	6,464	-	89,238	-	234,025	-	122,849	-	138,921	-
燃料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品	6,085	-	90,678	-	328,099	-	166,371	-	188,137	-
修繕費	1,209,872	-	7,073,563	-	16,077,527	-	9,246,283	-	4,728,511	-
水利用料	241,777	-	443,947	-	640,383	-	66	-	519	-
補償費	3,460	-	416,926	-	3,837,978	-	804,414	-	789,378	-
貸借料	50,384	-	-	-	17,199,536	-	-	-	-	-
託送料	-	-	-	-	11,022	-	-	-	-	-
事業者間精算費	-	-	-	-	11,022	-	-	-	-	-
委託費	222,105	-	879,567	-	10,736,208	-	2,000,412	-	1,023,002	-
損害保険料	1,225	-	1,465	-	6,938	-	17,839	-	19,757	-
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開成費	1,075	-	8,993	-	21,424	-	5,929	-	6,704	-
装置費	8,986	-	30,592	-	223,770	-	104,339	-	117,990	-
研究費	15,004	-	96,633	-	440,837	-	66,631	-	149,031	-
諸費	87,633	-	195,897	-	2,468,039	-	1,104,519	-	1,249,027	-
電気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	412,645	-	436,819	-	5,464,980	-	1,482,679	-	1,642,172	-
雑税	1,167	-	32,012	-	51,945	-	74,155	-	83,857	-
減価償却費	2,258,868	-	2,974,919	-	35,041,036	-	11,295,645	-	12,510,722	-
固定資産除却費	81,065	-	874,530	-	4,149,837	-	1,189,578	-	1,317,541	-
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額	49,476	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額(貸方)	▲3,149	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担額(貸方)	▲4,457	-	▲12,828	-	▲75,070	-	▲20,559	-	▲23,249	-
前事業営業費用分担額(貸方)	▲26	-	▲216	-	▲515	-	▲177	-	▲200	-
開閉費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開閉費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	5,244	-	6,018	-	130,639	-	27,666	-	30,642	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人事業税	59,619	-	498,696	-	1,188,087	-	332,400	-	368,157	-
地価増価税	1,269,013	-	1,132,408	-	15,168,320	-	3,468,172	-	3,863,395	-
地価増価税(電源線に係る取益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地価増価税(電源線に係る取益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6,591,697	-	16,639,343	-	131,808,456	-	39,934,187	-	37,731,468	-
合計	6,591,697	-	16,639,343	-	131,808,456	-	39,934,187	-	37,731,468	-

(記号注)
様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費用細表(2)

(単位:千円)

	高圧配電費		ネットワーク給電費		計		必要家費	合計
	計		計		計			
	固定	可変	固定	可変	固定	可変		
役員給与	105,097	-	4,102	-	312,828	-	63,515	376,343
手当	15,126,232	-	548,242	-	45,850,548	-	8,660,271	54,510,819
給料手当振替額(貸方)	▲745,302	-	▲1,834	-	▲1,443,065	-	▲138,618	▲1,581,683
退職給付	1,746,859	-	68,171	-	5,199,607	-	1,055,708	6,255,315
厚生	2,631,359	-	104,883	-	7,984,403	-	1,615,360	9,599,763
委託	-	-	-	-	-	-	-	-
委託	-	-	-	-	-	-	-	-
雑	633,310	-	7,416	-	1,212,223	-	184,815	1,397,038
燃料	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射線廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗	550,279	275,140	27,795	13,898	1,357,444	727,106	435,795	1,793,239
修理	45,141,073	45,141,073	967,337	967,337	84,444,166	84,444,166	29,318,501	113,762,667
水利	-	-	-	-	241,777	-	-	241,777
補償	133,805	133,805	198	198	1,222,408	1,222,408	23,392	1,245,800
賃借	7,254,560	7,254,560	72,148	72,148	13,225,988	13,225,988	1,873,249	15,099,237
託	-	-	-	-	17,199,536	17,156,331	43,205	17,199,536
事業	-	-	-	-	11,022	-	-	11,022
委託	8,910,133	8,910,133	703,520	703,520	24,474,947	24,474,947	32,835,185	57,310,132
損	12,900	12,900	-	-	60,124	60,124	2,036	62,160
原子力損害賠償支保機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-
償	25,232	25,232	-	-	69,357	69,357	3,982	73,339
償	182,936	182,936	97,655	97,655	766,268	766,268	91,605	857,873
研究	338,578	338,578	243,711	243,711	1,350,425	1,350,425	109,519	1,459,944
諸	2,578,931	2,578,931	111,333	111,333	7,795,379	7,795,379	6,132,230	13,927,609
固定	6,510,822	6,510,822	235,877	235,877	16,185,594	16,185,594	1,244,468	17,430,362
雑	9,300	9,300	1,481	1,481	253,917	253,917	481,957	735,874
減	24,210,376	24,210,376	2,223,131	2,223,131	90,514,697	90,514,697	5,154,660	95,669,357
固定	4,513,105	4,513,105	196,034	196,034	12,321,690	12,321,690	875,368	13,197,058
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-	49,476	49,476	-	49,476
地帯別購入送電費(電線線路に係る費用を除く。)	-	-	-	-	▲3,149	▲3,149	-	▲3,149
他社購入送電費(電線線路に係る費用を除く。)	-	-	-	-	96,867	96,867	-	96,867
建設分担保連費振替額(貸方)	▲46,748	▲46,748	▲109	▲109	▲183,020	▲183,020	▲7,378	▲190,398
附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)	▲606	▲606	▲28	▲28	▲1,768	▲1,768	▲421	▲2,189
開	-	-	-	-	-	-	-	-
開	-	-	-	-	-	-	-	-
株	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
社	123,012	123,012	794	794	324,015	324,015	21,767	345,782
社	-	-	-	-	-	-	-	-
債	-	-	-	-	-	-	-	-
免	1,382,583	1,382,583	19,645	19,645	3,849,187	3,849,187	469,417	4,318,604
電	16,202,107	16,202,107	569,960	569,960	41,693,375	41,693,375	2,927,522	44,620,897
他社販売送電料(電線線路に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
計	137,529,933	137,254,794	6,201,462	6,187,555	376,436,566	375,752,001	684,565	469,870,471

(記載注) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第2表

送電・高圧配電非関連費用細表(1)

(単位:千円)

	水力発電費のうちの水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費		送電・高圧配電非関連費用		送電・高圧配電非関連費用		送電・高圧配電非関連費用	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与	40,595	-	72,309	10,931	90,743	-	491	-
給料手当	6,317,195	-	11,199,937	1,633,094	14,836,538	-	74,811	-
退職給付当座引当金	▲68,359	-	▲70,977	▲12,641	▲82,890	-	▲5,594	-
退職給付引当金	674,741	-	1,201,876	1,020,188	1,508,262	-	8,169	-
厚生年金	1,124,396	-	2,072,677	313,327	2,830,795	-	12,988	-
委託料	-	-	-	-	-	-	-	-
雑費	85,975	-	720,694	108,947	227,197	-	320	-
燃費	-	-	419,708,241	419,708,241	18,351,933	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	13,824,122	-	-	-
除染業務処理費	-	-	20,139,678	20,139,678	1,642,643	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	3,825,391	-	-	-
消耗品	167,959	80,937	1,978,409	801,182	633,482	-	-	-
修繕費	16,091,316	16,091,316	73,628,805	62,498,339	1,131,259	-	1,310	1,309
水料	3,215,639	-	-	-	2,282,519	-	2,619	-
補助費	46,022	-	4,621,048	3,922,484	488	-	-	-
賃借料	670,106	-	4,339,792	3,683,746	1,637,668	-	8,866	-
送料	76,644	-	-	-	-	-	-	-
委託料	(76,644)	-	-	-	-	-	-	-
事業顧問料	-	-	9,155,425	1,384,026	24,888,876	-	1,410,993	-
委託料	2,953,999	-	15,249	2,305	1,793,547	-	592	-
租税	16,266	-	-	-	19,560,000	-	-	-
原子力損害賠償支戻機構一担負担金	-	-	-	-	851,342	-	1,020	-
普及関係	14,299	-	93,606	79,456	14,534	-	451	-
普及関係	119,521	-	318,432	270,295	824,534	-	83,785	-
研究費	199,557	-	853,798	152,055	2,464,035	-	66,784	-
研究費	1,165,514	-	2,039,099	1,730,848	3,611,592	-	-	-
電気料	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産	5,488,178	-	4,546,851	3,859,504	687,347	-	125,097	-
雑税	15,514	-	333,217	282,845	5,153,164	-	248	-
減価償却費	30,103,024	-	30,987,663	26,378,436	93,678,109	-	1,017,352	-
減価償却費	(309,385)	-	(497,310)	(497,310)	(1,756,037)	-	(8,974)	-
固定資産除却費	1,078,168	-	9,102,996	7,726,896	6,971,371	-	71,528	-
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	8,232,102	-	-	-
共有設備等分担額	658,032	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額(貸方)	▲41,881	-	-	-	-	-	-	-
地帯間送電費(送電線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間送電費(送電線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間送電費(送電線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分担関連費用(貸方)	▲59,276	-	▲33,531	▲113,345	▲193,347	-	▲1,453	-
附帯事業営業費用分担関連費用(貸方)	▲344	-	▲2,250	▲1,910	▲1,325	-	▲25	-
開閉費	-	-	-	-	-	-	-	-
開閉費	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	69,743	-	62,642	53,172	202,514	-	1,560	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税	792,930	-	5,190,938	4,406,224	3,057,621	-	56,590	-
法人税	16,903,347	-	11,795,859	10,050,630	35,737,909	-	336,506	-
法人税	(139,095)	-	(251,048)	(251,048)	(826,570)	-	(3,770)	-
地帯間送電費(過去の使用済燃料に係る取立を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間送電費(過去の使用済燃料に係る取立を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間送電費(過去の使用済燃料に係る取立を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	120,879,724	6,090,111	684,564,879	185,673,518	292,590,897	46,373,968	6,270,387	26,990,741

(記載注)
1 正送目、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電線に係る費用を内数として記載すること。
2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項、第2項関係)
第2表

送電・高圧配電非関連費用細表(2)

	低圧配電費		非ネットワーク給電費		合計	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変
	計	計	計	計	計	計
役員給与	45,524	-	1,148	-	250,810	239,879
給料手当振替額(貸方)	6,552,042	-	153,508	-	39,134,031	37,440,937
退職給付(貸方)	▲322,833	-	▲514	-	▲563,808	▲551,167
厚生給付	756,665	-	19,088	-	4,168,801	3,987,113
委託給付	1,139,793	-	29,367	-	7,210,016	6,896,689
委託給付	-	-	-	-	-	-
委託給付	-	-	-	-	-	-
燃料費	274,323	274,323	2,077	-	1,310,586	1,201,639
使用済燃料再処理等架電費	-	-	-	-	438,060,174	438,060,174
廃棄物処理費	-	-	-	-	13,824,122	-
特定放射線廃棄物処分費	-	-	-	-	21,782,321	-
消耗品	238,357	119,179	7,783	3,892	3,825,391	633,482
修理費	19,553,196	19,553,196	270,854	-	173,552,957	162,422,491
水利使用料	-	-	-	-	3,215,639	-
補助費	57,958	57,958	56	56	4,725,572	4,027,008
貸付料	3,142,368	3,142,368	20,202	20,202	9,819,002	9,162,956
託送料	-	-	-	-	76,644	76,644
託送料	-	-	-	-	(76,644)	(76,644)
事業顧問費	-	-	-	-	-	-
委託託保費	3,859,491	3,859,491	194,329	-	42,463,113	41,079,087
損害保険料	5,588	5,588	-	-	1,831,262	1,828,957
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	19,580,000	19,580,000
普及開成費	10,929	10,929	-	-	971,196	957,046
養成費	79,240	79,240	27,344	-	1,369,522	1,321,385
研究費	146,658	146,658	68,240	-	3,968,128	3,816,073
諸費	1,117,084	1,117,084	30,961	-	8,031,034	7,722,783
電気料貸例損	-	-	-	-	-	-
固定資産税	2,820,212	2,820,212	66,046	-	23,213,008	22,525,661
雑税	4,028	4,028	415	415	5,506,586	5,456,214
減価償却費	10,486,907	10,486,907	622,476	-	166,895,531	162,286,304
固定資産除却費	1,954,885	1,954,885	54,890	-	(2,571,706)	(2,571,706)
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	19,233,838	17,857,738
共有設備等分相額	-	-	-	-	8,232,102	-
共有設備等分相額(貸方)	-	-	-	-	658,032	658,032
他社購入並置費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	-	-	-	-	▲41,881	▲41,881
他社購入並置費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	-	-	-	-	435,251	-
他社購入並置費(過去の使用済燃料に係る費用及び工事)	-	-	-	-	-	495,251
他社購入並置費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	-	-	-	-	149,584,169	47,044,867
他社購入並置費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	102,539,302
他社購入並置費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	-	-	-	-	1,234	-
他社購入並置費(過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	-	-	-	-	▲407,887	▲387,701
備設分相額連費振替額(貸方)	▲20,249	▲20,249	▲81	▲31	▲407,887	▲387,701
前事業費費用分相額連費振替額(貸方)	▲263	▲263	▲8	▲8	▲4,215	▲3,875
開業費	-	-	-	-	-	-
開業費	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-
社債発行費	53,281	53,281	222	-	389,965	380,495
社債発行費	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-
社債発行費	598,876	598,876	222	-	-	-
社債発行費	7,018,065	7,018,065	5,500	5,500	9,702,455	8,917,741
電報事業報	-	-	159,589	-	71,951,275	70,206,046
電報事業報	-	-	-	-	(1,220,483)	(1,220,483)
電報事業報	-	-	-	-	▲109,709	-
電報事業報	-	-	-	-	▲19,507,647	▲1,657,282
電報事業報	-	-	-	-	-	▲17,850,365
合計	59,572,128	59,462,950	1,733,542	1,729,651	1,238,976,266	640,419,994
合計	-	-	-	-	-	598,556,272

(記載注) 1 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電線線に係る費用を内徴として記載すること。
2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とする。

様式第6 (第9条第3項関係)

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力(10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	355	-	340	343	3,966	2,113	3,877
高圧需要	2,582	53,747	2,610	2,493	14,173	441,849	13,449
低圧需要	3,310	162,828	1,498	2,535	16,016	46,851,703	14,618
合計	6,247	216,575	4,448	5,371	34,155	47,295,665	31,944

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要11,630百万kWh、高圧需要40,349百万kWh、低圧需要13,853百万kWh。

様式第6の2 (第9条の2第3項関係)

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力(10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	2,894	2,904	2,789	17,894
低圧需要	3,310	1,498	2,535	16,016
合計	6,204	4,402	5,324	33,910

様式第6の4（第14条の3関係）
第1表

追加事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
連系設備特別報酬額	176,887	送配電部門電気事業報酬額
還元	—	49,237,541
内部留保相当額控除額	346,221	
追加事業報酬額	▲169,334	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：千円)

特定 固定 資産	連系設備		関連周辺設備		合計
	名称	区間又は所在地	金額	名称 金額	
建設中の資産	北本連系設備	北海道側変換所(北斗市)～本州側変換所(青森県東津軽郡今別町)	12,058,896	東北側交流送電線連系 道南幹線連系	140,250 —
					12,199,146
				連系設備特別報酬対象額	12,199,146

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項(沖縄電力にあっては、第19条の14第3項)の建設中のものについて記載すること。

様式第7 (第17条, 第18条関係)

第1表

送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

(単位:千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計					
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加				
送電・高圧配電関連費	215,662,952	▲ 445,398	215,217,554	343,749	18,929,551	19,273,300	89,829,970	▲ 158,840	89,671,130	305,836,671	18,325,313	324,161,984
送電・高圧配電非関連費	342,343,233	17,412,747	359,755,980	282,663,136	14,354,595	297,017,731	-	-	-	625,006,369	31,767,342	656,773,711

(記載注意)

固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費, 固有可変費及び固有需要家費を, 追加の欄には第16条で整理された総追加固定費, 総追加可変費及び総追加需要家費を, 記載すること。

第2表

原価等集計表

(単位:千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計					
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加				
低圧需要	558,006,185	16,967,349	574,973,534	283,006,885	33,284,146	316,291,031	89,829,970	▲ 158,840	89,671,130	930,843,040	50,092,655	980,935,695

(記載注意)

第1表で整理された金額の合計額を記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第19条第6項関係)
第1表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位:千円)

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金収入
低圧需要	574,973,534	316,291,031	89,671,130	980,935,695	43,853	22.37	980,935,076

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。